意匠の新規性喪失の例外規定についての
Q&A 集
～出願前にデザインを公開した場合の手続について～

令和５年１２月

特許庁

Q&A 集の利用にあたって

この「意匠の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集」（以下、「Q&A 集」といいます）は、意匠法第 4 条に規定する意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続全般にわたってよくお寄せいただく質問をとりまとめ、それぞれの質問に対する回答を示したものです。

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行う際には、「意匠審査基準」とともに、必要に応じてこの「Q&A 集」を参照してください。

この「Q&A 集」では下記の読替えを行っていることがあります。

・「意匠法第 4 条第 1 項」→「第 1 項」
・「意匠法第 4 条第 2 項」→「第 2 項」
・「意匠法第 4 条第 3 項」→「第 3 項」
・「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至った」→「公開された」又は「公開した」
・「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至った日」→「公開日」
・「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至った意匠」→「公知意匠」
・「意匠登録を受ける権利を有する者」→「権利者」
・「意匠の公開の原因となる行為時の権利者」→「行為時の権利者」

＜Q&A 集の内容に関する問い合わせ＞
特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室
電話:03-3581-1101 内線 2910
E-mail:PA1D00@jpo.go.jp

本 Q&A 集の改訂履歴

平成 29 年 9 月	本 Q&A 集の公開（平成 29 年 3 月意匠審査基準改訂対応）
平成 30 年 6 月	平成 30 年 6 月意匠審査基準改訂対応
令和 2 年 12 月	押印に関する取扱い変更対応
令和 3 年 5 月	建築物・内装の意匠に関する記載等を追加
令和 3 年 10 月	ハーグ出願に関する証明書提出の取扱い及び旧氏併記を可能とする取扱い変更対応
令和 5 年 12 月	令和 5 年 12 月意匠審査基準改訂対応

＜意匠の新規性喪失の例外規定についての注意＞

意匠の新規性喪失の例外規定は、あくまでも意匠登録出願より前に公開された意匠は意匠登録を受けることができないという原則に対する例外規定であることに留意する必要があります。仮に出願前に公開した意匠についてこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ意匠について先に意匠登録出願をしていた場合や先に公開していた場合には、意匠登録を受けることができませんので、可能な限り、早く出願することが重要です。

また、海外への出願を予定している場合には、各国の意匠の新規性の例外規定にも留意する必要があります。各国の国内法令によっては、権利者の行為に起因して公開したことにより、その国において意匠登録を受けることができなくなる可能性もありますので十分にご注意ください。

注意１

◆出願日（判断基準日）が遡及するわけではない（出願前に、第三者がその意匠や類似する意匠について公開又は出願をすると、意匠登録を受けられないことがある）

例）

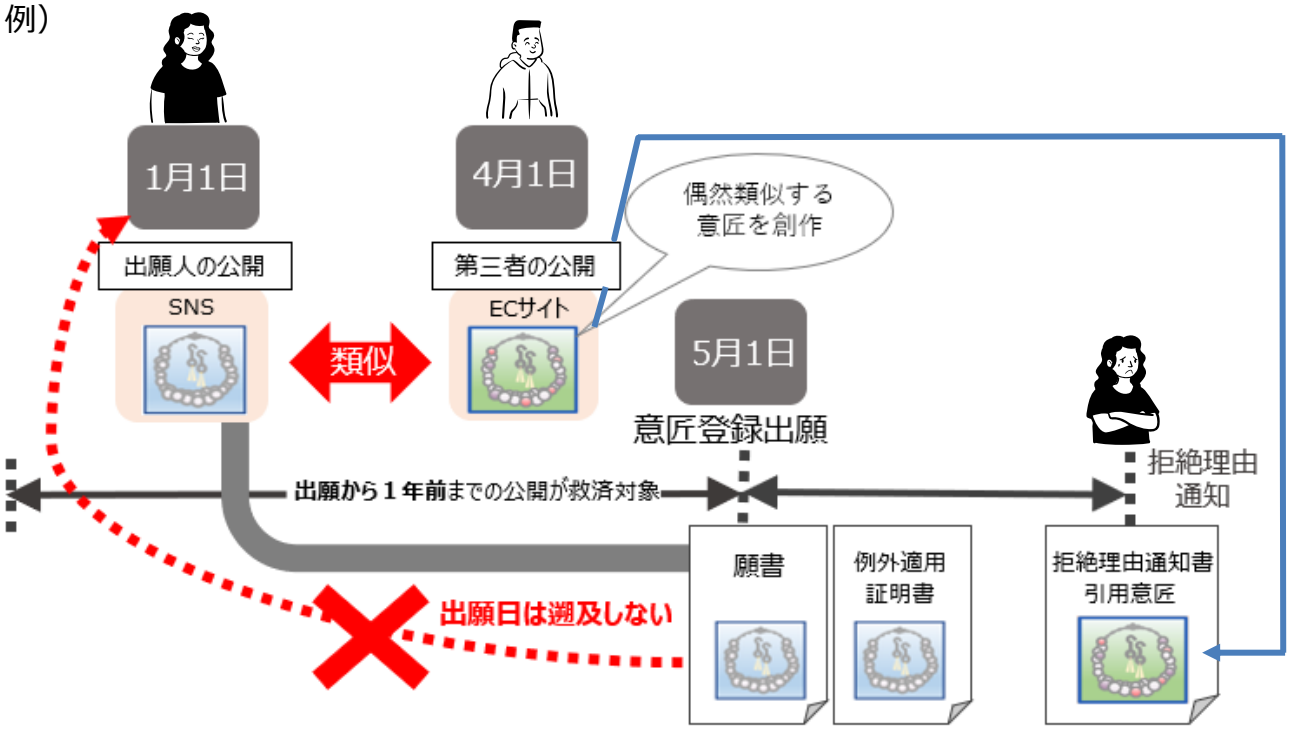

注意２

◆国によって法令の内容が異なる（日本で意匠登録を受けられても、海外で意匠登録を受けられないことがある）

例）

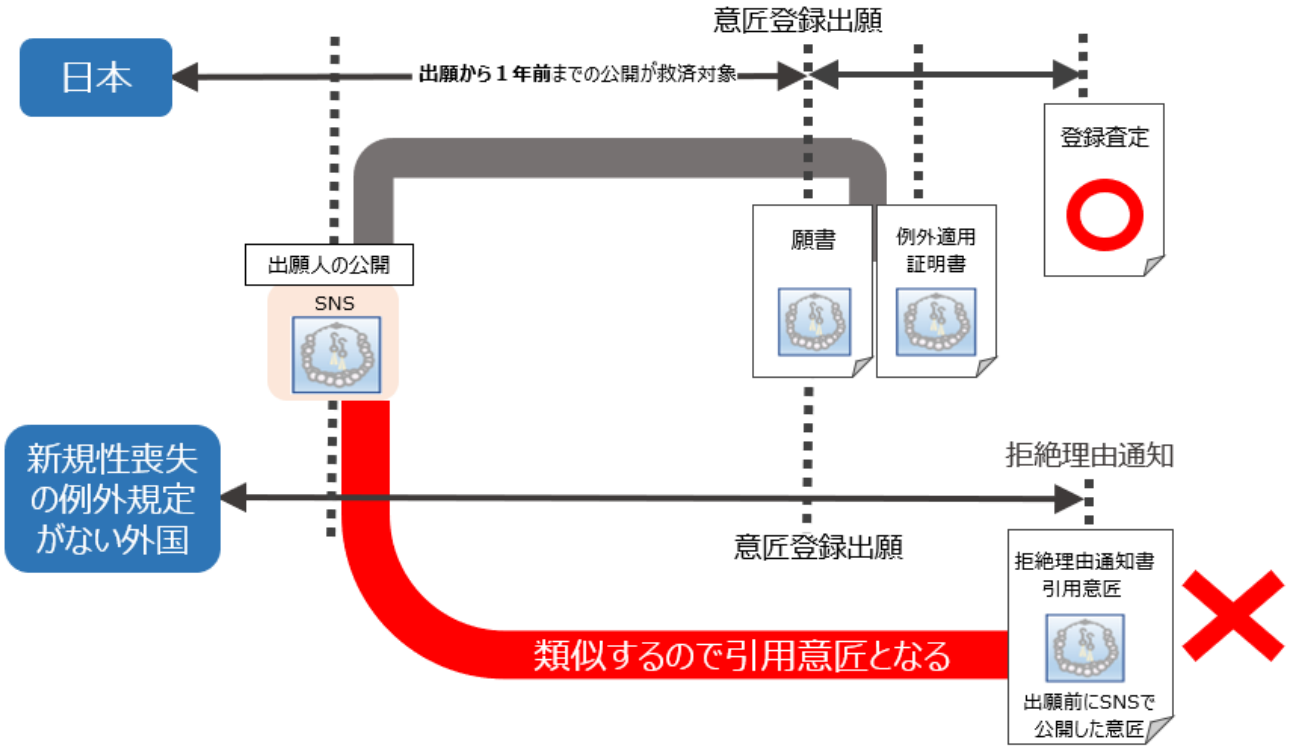

◆新規性喪失の例外規定は、使わないで済むなら、使わない方が望ましい
◆ウェブサイト等での公開は、必ず意匠登録出願をした後に行う習慣を付けることが大切！

以上をふまえた上で、ご活用ください！

＜意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件が緩和されました＞

令和５年の「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が緩和されました。令和６年１月１日以後の出願については、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人も含む）の行為に起因して公開された意匠について、最先の公開の日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用が受けられるようになります。（下図参照）

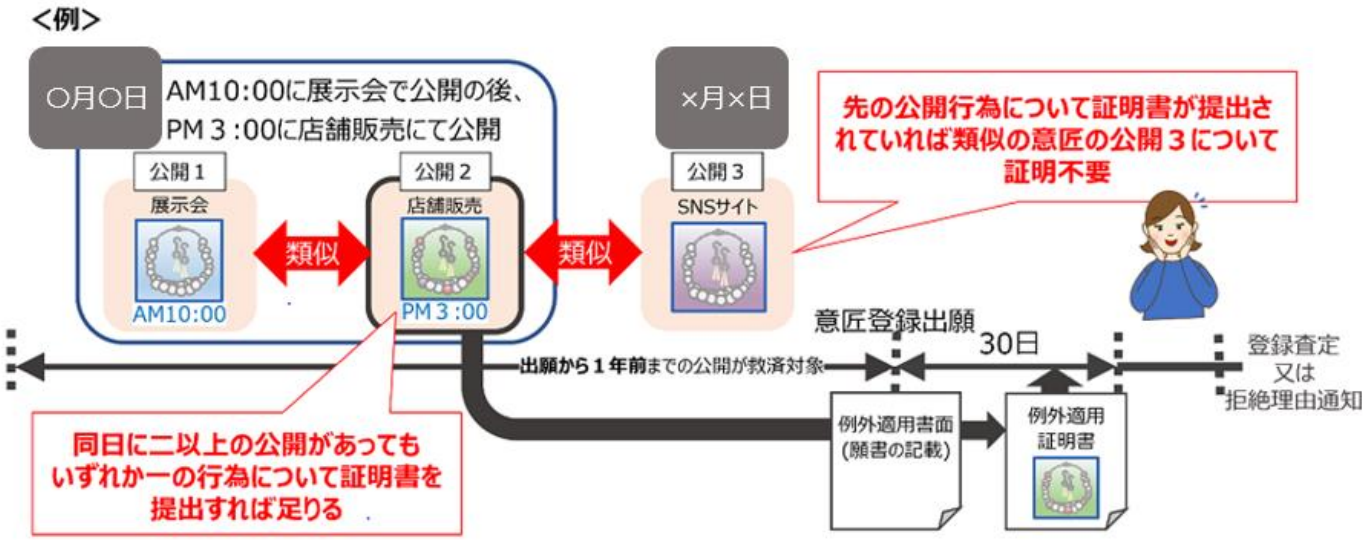

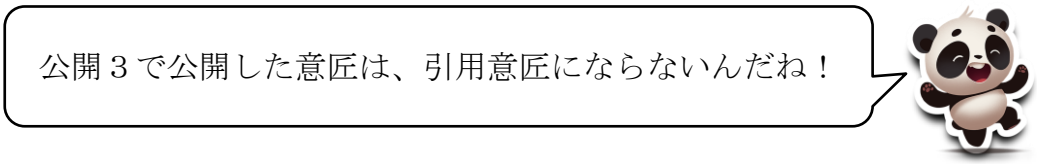

＜参考条文＞　令和５年不正競争防止法等の一部を改正する法律 意匠法第４条第３項

第四条

３　前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（以下この条及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。　ただし、同一又は類似の意匠について第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となつた意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があつたときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。

内容

1.意匠の新規性喪失の例外規定の概要 13

（１）第 2 項の規定の適用を受けるための三つの手続 13

（２）「証明する書面」に記載する公開意匠とその効果 14

＜コラム１＞特許庁の審査で、審査官はどう判断しているの？ 15

（３）「証明する書面」に記載した公開意匠により証明されたものとして扱われる意匠 16

（４）公開した意匠が複数存在する場合 17

（５）公開した意匠が複数存在し、各公開で公開された部分の範囲等が異なる場合 18

＜コラム２＞意匠登録出願をする際に重要なことって何があるわん？ 19

2.意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための書面について 20

Q2-a 手続に必要な書類とその様式を教えてください。 20

Q2-b「証明する書面」はオンラインで提出できますか？ 22

Q2-c 願書を書面で提出しました。出願番号がまだ通知されていない場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【出願番号】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？ 22

Q2-d 「証明する書面」を援用することはできますか？ 22

Q2-e 意匠登録出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでしたが、特記事項の補正による追加は可能でしょうか？ 22

Q2-f 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に意匠がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？ 23

Q2-g 提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？ 23

Q2-h 添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？ 23

Q2-i 「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）も提出すること

が必要でしょうか？ 23

＜コラム３＞　「証明力」って？　どうすれば証明書の「証明力」は高まる？ 24

3.第 3 項に規定された証明する書面について 25

3.1 第 3 項に規定された「証明する書面」の考え方 25

3.2「証明する書面」として提出する書面の概要 26

Q3-a 証明する書面において、年月日は西暦ではなく元号で記載しても問題ないですか？ 26

Q3-b「証明する書面」への出願人による押印又は署名（サイン）が不要となりましたが、「証明する書面」へ押印又は署名（サイン）をすることは禁止されたのでしょうか？..26

Q3-c「証明する書面」が外国語で書かれている場合は、翻訳文の提出は必要ですか？ .27

Q3-d 証明書に記名は必要とのことですが、出願人全員ではなく、少なくとも一名でよいとする理由はなぜですか？ 27

Q3-e 創作者自身が意匠を公開し、その後出願を行いましたが、氏（姓）が変わっている場合は問題ないでしょうか？ 27

Q3-f 第 2 項の規定の適用を受けるにあたって、本 Q&A 集の記載に沿った手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？ 27

3.3「公開の事実」欄の記載要領　－要件１－ 29

Q3-g 証明書の「公開の事実」欄（要件１）に記載すべき事項を教えてください。 29

Q3-h 展示会に出品し新規性を喪失しました。公開した意匠として意匠の写真等を添付することになっていますが、この写真は展示会で意匠を展示している状態の写真でなければなりませんか？ 32

Q3-i　意匠登録出願の日から 30 日経過した後に、既に提出した「証明する書面」（出願人自らによる証明書）に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか？ 32

Q3-j 写真の大きさや提出に関するルールはありますか？ 32

Q3-k 一つの展示会や販売会、学会等の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？ 32

Q3-l 書籍や雑誌に掲載して意匠を公開した場合、奥付等に記載された発行日と実際の頒布日が異なり、頒布日の方が早いことが多いです。この場合、①の公開の日はどのように記載すべきでしょうか。 33

Q3-m テレビ番組の取材や収録の場合、収録日と放映日が異なりますが、1．①は放映日を記載すればよいでしょうか。 33

＜コラム４＞秘密にすることを約束してデザインを他の人に見せたときは、新規性喪失になる？ 33

Q3-n 建築物の図面や完成予想図を自社 HP やチラシ、カタログ等で公開した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？ 33

Q3-o 建築物の図面を施工業者に提示した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？ 34

Q3-p 建築物の出願意匠の実施物が施工される場合、どのように証明すべきでしょうか？ 34

3.4「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄の記載要領　－要件２－ 35

Q3-q 証明書の「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄（要件２）に記載すべき事項を教えてください。 35

Q3-r ②の欄はなぜ必要なのでしょうか？「意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者)」とは、どのような意味でしょうか？.....36

Q3-s 「公開の原因となる行為時」とは「公開時」とは異なるのですか？どういう場合を想定しているのでしょうか。 36

Q3-t 意匠登録を受ける権利の承継について（⑤）はどのように記載すればよいですか？ 37

＜コラム５＞いったい誰が創作者なんだわん？ 39

Q3-u 行為時の権利者と公開者との関係等について（⑥）はどのように記載すればよいですか？ 40

Q3-v 第 2 項の規定により意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、意匠の公開者は、意匠の創作者である必要がありますか？ 41

Q3-w 職務創作であって、創作者が従業員であり会社が出願人である場合も、意匠登録を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？ 41

4.第三者が作成した証明する書面等について 42

Q4-a 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料）としてはどのようなものを提出すればよいですか？ 42

＜コラム６＞　取引先に意匠を公開した事実を示すのに、納品書や領収書は証拠になりますか？ 42

Q4-b 意匠の公開事実についてより客観性の高い証明を行うためには、第三者による証明を加えるのが望ましいとのことですが、新聞に掲載した場合も第三者による証明が必要ですか？ 43

Q4-c 展示会に出品することにより意匠の新規性を喪失しましたが、第三者に証明してもらう場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？ 43

Q4-d 販売により意匠の新規性を喪失しましたが、第三者に証明してもらう場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？ 43

Q4-e ウェブサイト上で意匠を公開して新規性を喪失しましたが、第三者に証明してもらう場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？ 43

Q4-f ウェブサイト上で意匠を公開するにあたって、客観性の高い証明を行うための注意点や準備等を教えてください。 44

Q4-g 出願人自身の記名だけによる証明する書面を提出しましたが、後から第三者の記名による証明書類を補充することはできますか？ 44

Q4-h 第三者による証明書を作成する場合であっても、[Q2-a]の「証明する書面」の書式どおりに作成すべきでしょうか？　書式どおりに記載すると、出願人しか知り得ない「２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実」について第三者に証明してもらうことになり、不自然ではないでしょうか。 44

Q4-i 従業員、代理人、あるいは子会社の代表者は、第三者として認められますか？ 44

5.意匠の新規性喪失の例外規定の適用の可否と「証明する書面」に記載（証明）すべき公開意匠について 45

Q5-a 出願前にデザインを公開した場合、なぜ新規性喪失の例外適用を受ける必要があるのですか？ 45

Q5-b 出願意匠と同一でない公開意匠についても、第 2 項の規定の適用を受けられますか？ 45

Q5-c ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　１＞.....45

Q5-d ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　２＞.....45

Q5-e ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　３＞.....46

Q5-f ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　４＞.....46

Q5-g ＜異なる日に公開された類似又は非類似の意匠が複数存在する場合＞.....46

Q5-h ＜異なる日に公開された異なる物品の意匠が複数存在する場合　１＞.....47

Q5-i ＜異なる日に公開された異なる物品の意匠が複数存在する場合　２＞.....48

Q5-j ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　１＞.....49

Q5-k ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　２＞.....49

Q5-l ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　３＞.....49

Q5-m ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　４＞.....49

Q5-n ＜同日に公開された類似する意匠が複数存在する場合＞.....50

Q5-o ＜形状が同一の異なる物品の公開意匠が存在する場合＞.....50

Q5-p ＜同一の模様を付した非類似の公開意匠が存在する場合＞.....51

Q5-q ＜第三者によって公開された意匠＞.....52

Q5-r ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　１＞.....52

Q5-s ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　２＞.....53

Q5-t ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　３＞.....53

Q5-u ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　４＞.....53

6.通常の意匠登録出願以外の出願について.....54

Q6-a 本意匠の出願の際に第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける手続がされていれば、関連意匠の出願の際に第 4 条第 2 項の手続を行う必要はありませんか？.....54

Q6-b パリ条約による優先権の主張を伴う出願で、第一国出願前に公開した場合、第 4 条第 2 項の規定の適用を受けられますか？.....54

Q6-c 日本を指定した国際意匠登録出願の場合、第 2 項の規定の適用を受けられますか？また、どのような手続が必要ですか？.....54

Q6-d 日本を指定した国際意匠登録出願と同時にＷＩＰＯに新規性喪失の例外証明書を添付して提出しても、（証明書に誤記や不足があることに気づいた場合）国際公表された日から３０日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明書を添付して再度提出することは可能ですか？ 55

Q6-e 意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？ 56

Q6-f 出願の変更による新たな意匠登録出願について、第 2 項の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？ 56

＜コラム７＞　特許と意匠で新規性を喪失する時期がズレることがある？ 56

Q6-g 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができますか？ 57

7.意匠が意に反して公開された場合（第１項） 58

Q7-a 意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第 1 項の適用を受けるためには、意匠法第 4 条適用について何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？ 58

Q7-b 意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？ 58

＜コラム８＞　他の共同創作者が出願前に意匠を公開してしまった！ 58

Q7-c 「意に反して」公開された意匠である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか？ 59

＜コラム９＞　公開した相手が少数かつ特定できるのであれば秘密に当たる？ 59

＜コラム１０＞　デザインの窃取盗用の証明は難しい？ 59

8.第 2 項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例 60

Q8-a 「証明する書面」の記載内容が、この Q&A 集の内容に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？ 60

Q8-b 公開態様がこの Q&A 集のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？ 60

<コラム１１>　何をどう証明するわん？ 60

Q8-c 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、Q&A 集の［Q3-u］の記載例のように記載できないの

ですが、これらのように記載しなければ意匠の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？ 61

記載例一覧 62

証明する書面の記載例 1-1　（創作者が展示し、出願まで行ったケース） 64

証明する書面の記載例 1-2　（創作者から他者に譲渡され、その後、展示・出願したケース） 65

証明する書面の記載例 1-3　（創作者が展示し、その後他者に譲渡され、出願したケース） 66

証明する書面の記載例 1-4　（創作者が譲渡し、その者が展示し、さらに別の者に譲渡し、出願したケース） 67

証明する書面の記載例 2-1　（家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース） 68

証明する書面の記載例 2-2　（家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース） .69

証明する書面の記載例 3-1　刊行物等（書籍） 70

証明する書面の記載例 3-2　刊行物等（雑誌） 72

証明する書面の記載例 3-3　刊行物等（新聞） 74

証明する書面の記載例 3-4　刊行物等（カタログ 1） 76

証明する書面の記載例 3-5　刊行物等（カタログ 2） 78

証明する書面の記載例 4-1 （ウェブサイトに記載した場合） 80

証明する書面の記載例 4-2 （展示会主催者が作成したウェブサイトで意匠を掲載し、主催者を公開者とした場合） 82

証明する書面の記載例 4-3 （オンライン発表会での公開の場合） 84

証明する書面の記載例 4-4 （動画共有サイトでの公開の場合） 86

証明する書面の記載例 4-5 （ＥＣサイトでの公開の場合） 88

証明する書面の記載例 4-6 （ＳＮＳでの公開の場合） 90

証明する書面の記載例 5 （映像による場合） 92

証明する書面の記載例 6 （メール送信による場合） 94

証明する書面の記載例 7　（コンペ等）.....96
証明する書面の記載例 8-1　（施工途中に意匠が公開された場合）.....98
証明する書面の記載例 8-2　（竣工によって意匠が公開された場合）.....100
証明する書面の記載例 8-3　（内装の意匠が公開された場合）.....102
証明する書面の記載例 9-1　（段階的に公開した場合）.....104
証明する書面の記載例 9-2　（意匠公開後に一部を変更した意匠を公開した場合）....107
証明する書面の記載例 9-3　（建築物及び内装の意匠を段階的に公開した場合）.....109
証明する書面の記載例 10　（異なる意匠を一つの証明書に記載する場合）.....112

私たちがコラムで解説します

1.意匠の新規性喪失の例外規定の概要

（１）第２項の規定の適用を受けるための三つの手続

第2項の規定（自己の行為に起因して新規性を喪失した場合）の適用を受けようとする意匠登録出願人は、以下(a)～(c)三つの手続を行う必要があります（第1項の規定（意匠が意に反して公開された場合）に関しては、［7.］をお読みください。）。

(a) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された意匠の公開日から１年以内に意匠登録出願すること（第2項）。

(b) 意匠登録出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること（第3項）。（願書に【特記事項】の欄を加え、当該規定を受けようとする出願である旨を明記することで代用可能。）［Q2-a］

(c) 意匠登録出願の日から30日以内に、意匠の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること（第3項）。［Q2-a］，［3.1］～［3.4］

※(b)及び(c)について、ハーグ協定のジュネーブ改正協定による、日本を指定締約国とする国際意匠登録出願の場合の手続やそのための期間については、［Q6-c］をご参照ください。

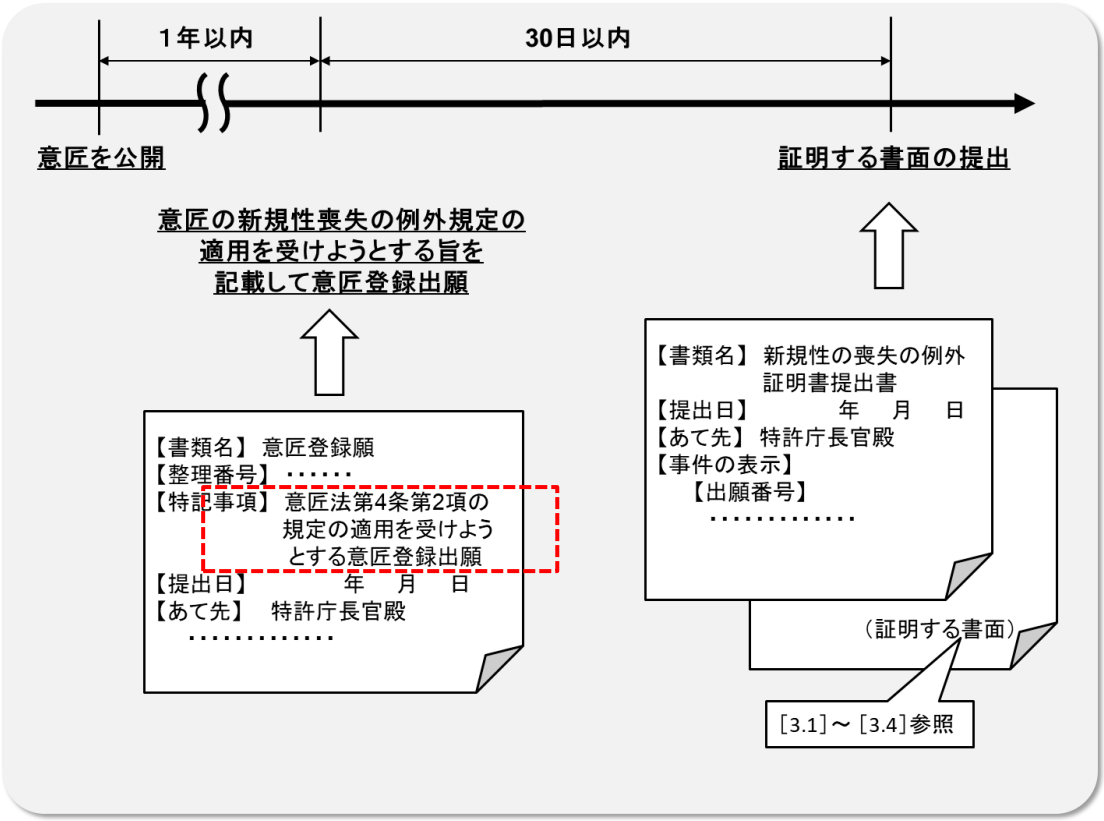

（２）「証明する書面」に記載する公開意匠とその効果

出願日前の１年以内に権利者の行為に起因して公開された意匠（以後、公開意匠と記載）であって、新規性・創作非容易性の判断から除外したいものを「証明する書面」に記載します。公開意匠は出願意匠と同一であるか否か、類似するか否かに関わらず記載することができます。

新規性喪失の例外規定が適用されると、出願意匠の審査において、前記公開意匠（公開意匠で見えている部分の全て）と同一又は類似の意匠を除外して新規性や創作非容易性の判断がなされます。

意匠犬　モモコ

意匠犬　もちお

＜コラム１＞特許庁の審査で、審査官はどう判断しているの？

もちお：提出した証明書は、特許庁の審査の時にどう扱われるんだわん？

モモコ：特許庁では、出願された意匠が、新規性、創作非容易性等の登録要件を満たしているか審査をしていて、この判断の時に出願前に公開された意匠が新規性喪失の例外規定の適用を受けるものであるかは審査結果にとても関係するから、証明書は審査官が審査をするときに確認しているわ

もちお：記載に間違いがあったりしたら、ダメだったりするのかわん？

モモコ：審査官が証明書の内容に疑いを抱かせるような証拠を見つけた場合は、例外規定の適用を認めず、拒絶理由が通知されることもあるわ。例えば、証明書に記載の意匠と同じ意匠が、証明書に記載の公開時における意匠登録を受ける権利を有する人とは別の人の名前で公開されていたとか、証明書の記載と異なる事実が見つかった場合ね。でも、いろいろと事情があったりするから、拒絶理由が通知された場合には、出願人は意見書や上申書で事情を説明する反論をしたり、資料を補充したりすることもできるわ

もちお：一発アウトになることはないんだわん。安心したわん

意匠犬と学ぼう！出願前にデザインを公開した場合の手続

URL：https://www.youtube.com/watch?v=WcPOWnEm9mM&t=0s

意匠犬と学ぼう！第２弾！応用編　出願前にデザインを公開した場合の手続

URL：https://www.youtube.com/watch?v=w4xqQHJpsOQ

（3）「証明する書面」に記載した公開意匠により証明されたものとして扱われる意匠

例えば、下の図のように、フレーム、タイヤ、サドル等の部品を組み立てた自転車を公開して、その自転車の意匠を「証明する書面」に記載した場合、「証明する書面」に記載した自転車の意匠（A）だけではなく、自転車の部品として識別可能なフレーム、タイヤ、サドル等の部品の意匠（B）や、自転車のサドルの部分（C）や、自転車のフレームの一部を構成する部分（D）について意匠登録を受けようとする意匠、そして、これら（A）～（D）に類似する意匠についても、審査において新規性や創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されます。

「証明する書面」に記載した公開意匠において、現れていて見えている物品等は全部証明できているということ。
建築物や画像でも同じ考え方だよ！

（４）公開した意匠が複数存在する場合

権利者が複数の異なるウェブサイトに意匠を掲載した場合など、権利者の行為に起因して同一又は類似する意匠を複数回公開した場合において第 2 項の規定の適用を受けようとするときは、最先の公開の日のいずれか１つの公開行為を証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用が受けられます。

つまり、権利者が最先の公開行為以降に公開した「証明する書面」に記載された意匠と同一又は類似の意匠については、証明を省略することができます。

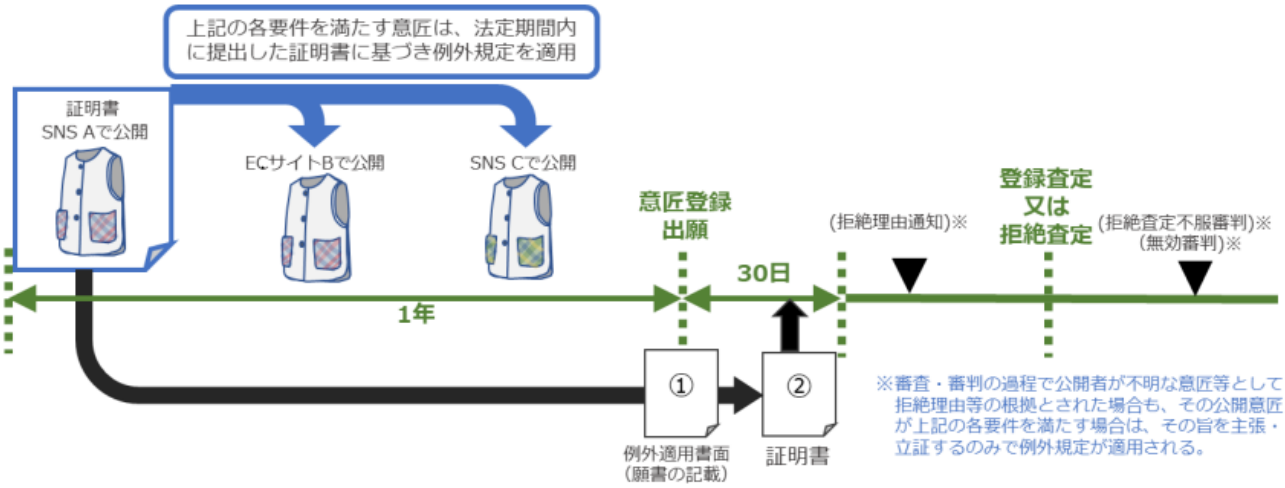

※公開した意匠同士が類似するか否かは実体審査において判断されます。

類似するか否かについて、出願人の想定と審査判断が異なる場合もあり得ますので、手続が必要か迷う場合などは、確実に拒絶理由を回避するために、全ての公開意匠について「証明する書面」に記載してください。

（５）公開した意匠が複数存在し、各公開で公開された部分の範囲等が異なる場合

公開された部分の範囲等が相違する複数の公開意匠については、個別に証明が必要になる可能性があります。

以下の例示のように、先の公開よりも後の公開の方が広い範囲を公開した場合であって、後の公開によって初めて公開した箇所について新規性喪失の例外の適用を受けたいときには、それぞれの公開の事実を個別に証明書に記載して証明する必要があります。

例１）先に SNS で意匠を一方向から撮影した写真のみを公開し、後に動画サイトで意匠を多方向から撮影した動画を公開した場合。

例２）先にティザー広告として意匠の一部を隠した状態の写真をウェブサイトで公開し、後に隠した部分が明らかとなった意匠全体を製品発表会で公開した場合。

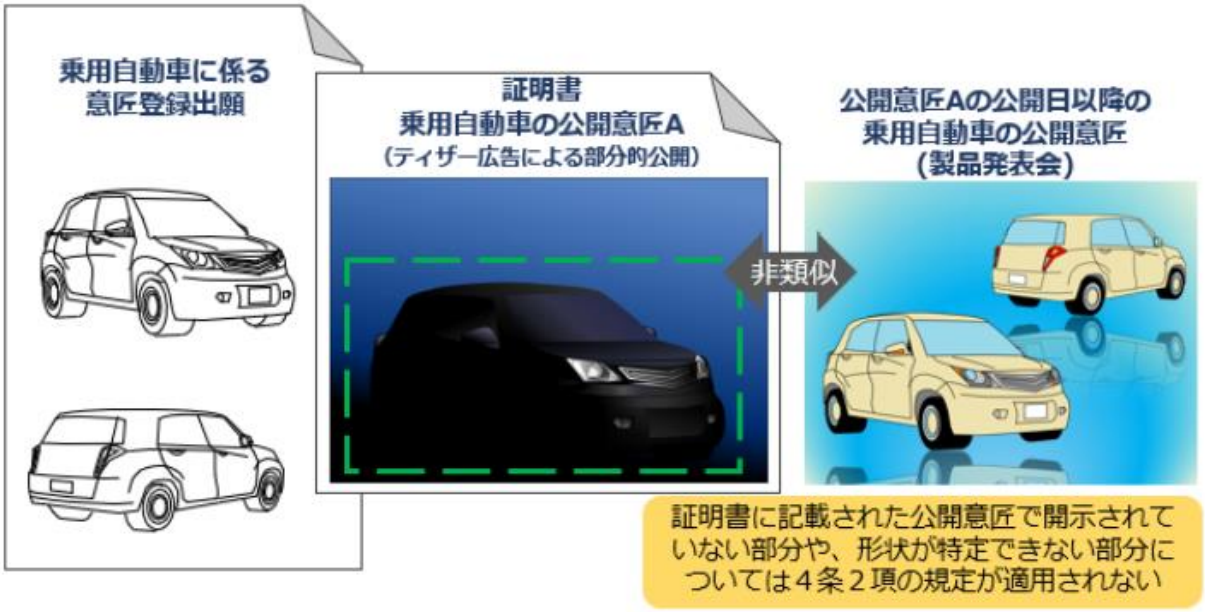

その他、具体的な事例について、次ページ以降の Q&A も参照してください。

意匠犬　モモコ

意匠犬　もちお

＜コラム２＞意匠登録出願をする際に重要なことって何があるわん？

もちお：デザインを意匠登録出願しようって時に、一番重要なことってなんだわん？

モモコ：そうね。色々あるけど、最近では、**エゴサーチ的なことも重要ね**

もちお：予想外の回答だわん

モモコ：意匠登録を受けるためには新規性という要件を満たさないといけないから、出願前に自分のホームページや SNS に意匠の写真を投稿したり、実際の製品じゃなく試作品を見せただけでも、自分がした SNS の投稿や試作品の意匠の公開によって、自分の出願が拒絶になったり、無効になったりしてしまうのよ。これを避けるためには、「新規性喪失の例外」規定の適用のための手続をしないといけないの

もちお：なるほどだわん。せっかく新しくモノを作って宣伝して、売り出して、売れそうだから権利を取ろうとしたら、自分の SNS に投稿した写真で拒絶になるんじゃ、たまらないんだわん

モモコ：そうなのよ。だから、意匠登録出願を行う場合は、出願をする前に、本当に自分が公開していなかったか、自分の SNS や動画チャンネルを見返してみたり、自分の名前をインターネットで検索してみたりして、ちゃんと確かめることが特に重要ね。そして、**出願前に公開していたら、忘れずに新規性喪失の例外の手続をする**こと。これだけは覚えておいてほしいわ

意匠犬と出願前にデザインを公開した場合の手続について学びたい方はこちらの動画をご覧ください！

2.意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための書面について

Q2-a 手続に必要な書類とその様式を教えてください。

A 日本国特許庁に対し出願する際、必要な書類は、次の(1)から(3)です。また、各書類の様式は、注 1 から注 3 に示すとおりです。ハーグ協定のジュネーブ改正による国際意匠登録出願で日本を指定締約国とする場合の手続は[Q6-c]をご参照ください。

(1)「願書」(注 1)
(2)「新規性の喪失の例外証明書提出書」(注 2)
(3)「証明する書面」(「意匠の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」(注 3))

※注 1 「願書」について（意匠法施行規則 様式第 2 備考 30）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】……
【特記事項】　**意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願**
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【意匠に係る物品】……
【……】……

願書に、【特記事項】の欄を設けて、当該規定の適用を受けようとする出願である旨を明記します。
なお、当該欄は、出願時に明記し忘れた場合、後から加えることができません。その場合、当該規定の適用を受けることができなくなりますので、十分注意してください。

※注 2 「新規性の喪失の例外証明書提出書」について（意匠法施行規則 様式第 1）

【書類名】　新規性の喪失の例外証明書提出書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【提出者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【提出物件の目録】
　【物件名】　意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書　1

他の意匠登録出願について提出した証明書を援用する場合は、以下のように記載します。（[Q2-d]参照）

【提出物件の目録】
【物件名】意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1
【援用の表示】意願 20XX-012345

※注３ 「証明する書面」（「意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」）について

「証明する書面」の書式例（意匠審査基準第Ⅲ部 4.1 参照）

URL:https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-03.pdf

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 公開日

② 公開場所

③ 公開者

④ 公開した意匠（意匠の写真等を添付する）

公開した意匠の写真等

・公開した意匠がはっきりと表されている写真や画像（写真等）を添付してください。
・写真等の大きさに特に規定や制限はありません。添付する写真等は２枚以上になっても構いません。
・紙に写真等を貼り付けても、データ上で貼り込んだ画像をプリントアウトしても、いずれでも構いません。
・１．④の下部に添付できない場合は、別紙として添付してください。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① 公開意匠の創作者

② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

③ 意匠登録出願人（願書に記載された者）

④ 公開者

⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。　令和〇年〇月〇日

出願人　株式会社××　代表取締役〇〇　〇〇

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明書に記載する内容については、25 ページ以降の「3.第 3 項に規定された証明する書面について」で詳しく説明しています。また、61 ページ「記載例一覧」のとおり様々な場合の記載例を掲載しています。

Q2-b「証明する書面」はオンラインで提出できますか？

A 2024 年 1 月 1 日以降、「証明する書面」は「新規性の喪失の例外証明書提出書」とともに、インターネット出願ソフトを用いた電子特殊申請によりオンラインで提出することができます。所定の方法により、「新規性の喪失の例外証明書提出書」及び「証明する書面」を PDF 形式で提出します。（詳細は以下 URL 参照）
URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html
2021 年 10 月 1 日以降にハーグ協定のジュネーブ改正による国際意匠登録出願で日本を指定締約国とする場合は[Q6-c]もご参照ください。

Q2-c 願書を書面で提出しました。出願番号がまだ通知されていない場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【出願番号】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？

A 出願番号に替えて、【出願日】と【整理番号】の欄を設けてそれぞれの内容を記載してください。
（記載例）
【事件の表示】
　【出願日】　　年　　月　　日提出の意匠登録願
　【整理番号】２９－Ａ－３－Ａ４２

Q2-d 「証明する書面」を援用することはできますか？

A できます。援用する場合は、「新規性の喪失の例外証明書提出書」中、【提出物件の目録】の【物件名】の下に【援用の表示】の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあっては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載してください。（記載例は[Q2-a]の注 2 の書式参照）
　また、特許出願、実用新案登録出願の証明書を援用することもできますが、その場合、援用先の証明書には、公開された意匠が特定できるように、写真等ではっきりと表されている必要があります。

Q2-e 意匠登録出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでしたが、特記事項の補正による追加は可能でしょうか？

A 願書の特記事項の欄への、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載は、意匠登録出願の時になされている必要があります（第 3 項、意匠法施行規則第 19 条第 3 項で準用する特許法施行規則第 27 条の 4、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 12 条）。
　したがって、願書の特記事項の補正により、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載を追加することはできません。

Q2-f 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に意匠がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？

A 願書の特記事項の記載を削除することはできませんが、その記載が削除できないことによる不利益は通常はないと考えられます。特記事項に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載があったとしても、意匠登録出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出しなければ、意匠公報には意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願である旨は掲載されません。

Q2-g 提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？

A 意匠登録出願の日から 30 日以内であれば、証明する書面を再度提出することができます。意匠登録出願の日から 30 日を過ぎた後は、新規性の喪失の例外証明書提出書については、明らかな誤記についてであれば手続の補正が可能ですが、新規性の喪失の例外証明書提出書に添付した証明書は、補正することはできません。

なお、意匠登録出願の日から 30 日を過ぎた後でも、意見書又は上申書等を通じて、新規性の喪失の例外証明書提出書に添付した証明書における誤りについて説明をすることが可能です。

Q2-h 添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？

A 例えば、３通の「証明する書面」を添付する場合には、
「【物件名】意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書　３」
と記載してください。

Q2-i 「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）も提出することが必要でしょうか？

A 「証明する書面」としては、書式に従った出願人自らによる証明書が作成され、意匠登録出願の日から 30 日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められますので、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料を添付することは必須ではありません。
（「3. 第 3 項に規定された証明する書面について」の[3.1]参照）

しかし、後から拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、可能な限り、出願

人自らによる「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付ける資料を提出することが望ましいと考えられます。客観性の高い証明の取得方法については、「4.第三者が作成した証明する書面等について」を参照していただき、例えば、第三者の記名による証明書を提出すること等が可能です。

＜コラム３＞　「証明力」って？　どうすれば証明書の「証明力」は高まる？

「証明力」（又は「証拠力」・「証拠価値」）というのは、簡単に表現してしまえば、ある証拠が事実の証明に与える影響力のことであり、民事訴訟においては「実質的証拠力」と呼ばれることもあります。

一般に、「証明力」が高い証拠ほど、証明しようとする事実の認定に役に立ちますので、意匠の新規性喪失の例外規定を適用するための証明書においても、できるだけ「証明力」が高いものを作っておく方が、望ましいと言えます。

改ざんなどが難しければ難しいほど「証明力」は高くなりやすいですし、利害関係のない第三者の作成によるものであれば、客観性が高いことから「証明力」は高くなりやすいです。

一例になりますが、「証明力」が高いと類型的に言えるものとしては、公証役場にて作成した書面（公正証書など）や、契約書などを挙げることができます。

もっとも、「証明力」は証明しようとしている事実との関係で相対的に決まるものですので、公正証書や契約書があるから確実に証明ができると考えてしまうのも危険という点についてはご注意ください。

3.第 3 項に規定された証明する書面について

3.1 第 3 項に規定された「証明する書面」の考え方

従前、「証明する書面」として、公開の事実に関する客観的証拠資料や第三者による証明書が、意匠登録出願の日から 30 日以内（注１）に適正に提出されている場合に、証明事項について一定の証明力があるとしていました。

しかし、平成 29 年 3 月の意匠審査基準の改訂において、この「証明する書面」の考え方について見直しを行い、①出願人自らによる証明書だけでも、証明すべき事項が詳細に記載されていれば一定の証明力が認められ、公開された意匠が第 4 条の適用を受けることができる意匠であることが認められる場合も多いこと、及び②意匠登録出願の日から 30 日以内に提出しなければならない「証明する書面」について、その作成負担を軽減する簡素化を図ったとしても、第三者が不測の不利益を被るとはいえないことから、以下のように取り扱うこととしました。

> 「証明する書面」としては、[3.2]～[3.4]に示したような一定の書式に従った出願人自らによる証明書が意匠登録出願の日から 30 日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められます。

仮に、出願前に公開された意匠が、第 2 項の規定の適用を受けることができる意匠であることに関し、疑義を抱かせる証拠が発見された場合には、同項の規定の適用が認められず、その意匠を根拠として意匠登録出願に係る意匠の新規性や創作非容易性を否定する拒絶理由や無効理由が生じる可能性がありますが、このような場合、出願人は、意匠登録出願の日から 30 日を過ぎた後でも、先に提出した証明書に記載した事項の範囲内で、それらの事項が事実であることを裏付けるための補充資料を、意見書又は上申書等を通じて提出することができます。

なお、証明する書面の内容や形式には、決まったものはありませんので、[3.2]～[3.4]に示した書式に限られませんが、一定の証明力があると認められるためには、[3.2]～[3.4]に示したものと同程度の内容の記載が必要です。

注１　ハーグ協定のジュネーブ改正協定による、日本を指定締約国とする国際意匠登録出願の場合は、国際公表の日から 30 日以内。なお、2021 年 10 月 1 日以降の国際出願は、国際出願と同時に証明書を国際事務局に提出することも認められます。

3.2「証明する書面」として提出する書面の概要

第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願人は、以下の二つの要件が満たされることを「証明する書面」によって証明する必要があります。

要件 1：意匠の公開日から 1 年以内に意匠登録出願をしたこと

要件 2：権利者の行為に起因して意匠が公開され、権利者が意匠登録出願をしたこと

証明する書面

（記載例は「8.第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例」参照）

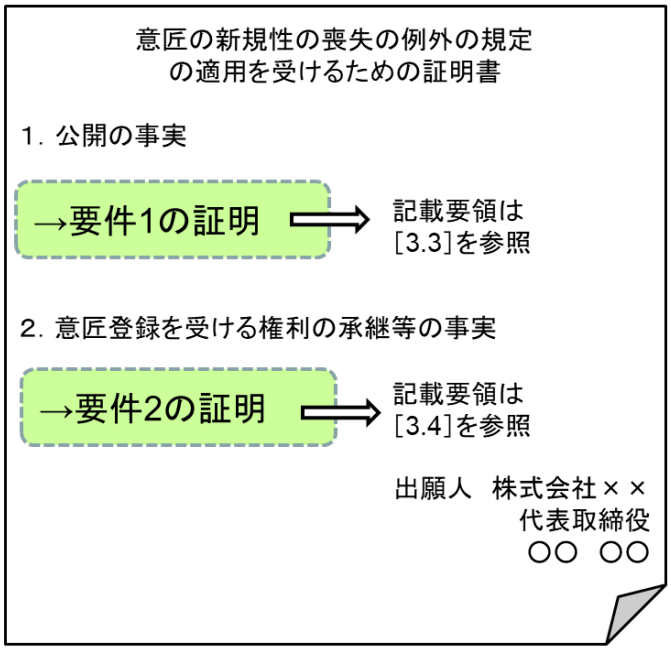

※書面は一枚とは限らず、複数枚にわたってもかまいません。
（複数枚にわたる場合、割印は不要です。）

Q3-a 証明する書面において、年月日は西暦ではなく元号で記載しても問題ないですか？

A 問題ありません。（同じ書面の中では、西暦か元号か表記を統一することをおすすめします。）

Q3-b「証明する書面」への出願人による押印又は署名（サイン）が不要となりましたが、「証明する書面」へ押印又は署名（サイン）をすることは禁止されたのでしょうか？

A 禁止されていません。

従前どおり、「証明する書面」へ押印又は署名（サイン）していただいても問題ありません。押印又は署名は、出願人名（法人の場合は、法人名又は法人を代表する者の名義）で行ってください。

なお、当該欄については押印や署名を省略した場合であっても、少なくとも証明者の記名は必要です。空欄の場合には新規性喪失の例外の適用を受けられない場合がありますのでご

注意ください。

また、押印又は署名（サイン）の法的な意味等については、内閣府の規制改革推進会議の「押印についてのＱ＆Ａ」をご参照ください。

・押印についてのＱ＆Ａ

URL:https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200619document01.pdf

Q3-c「証明する書面」が外国語で書かれている場合は、翻訳文の提出は必要ですか？

A 必要です。「証明する書面」に翻訳文を添付して提出してください（意匠法施行規則第 19 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 2 条第 2 項）。

Q3-d 証明書に記名は必要とのことですが、出願人全員ではなく、少なくとも一名でよいとする理由はなぜですか？

A 従前は出願人全員の記名押印又は署名（サイン）を求めていましたが、押印・署名（サイン）の見直しに際して、記名者も出願人のうち少なくとも一名でよいものと見直しました。意匠法第 68 条第 2 項で準用する特許法第 14 条は二人以上が意匠登録出願等の「手続」をした場合、一定の不利益行為を除いて、各人が全員を代表するという相互代表を規定しています。特許法第 14 条は「手続」に関する規定であり、証明書の証明行為に直接適用されるものではありませんが、利益行為については各人が相互に代表するという特許法 第 14 条の趣旨及び出願人の負担軽減の観点に照らして、上記のような見直しを行いました。

Q3-e 創作者自身が意匠を公開し、その後出願を行いましたが、氏（姓）が変わっている場合は問題ないでしょうか？

A 氏が変わっているが同一人であることがわかるように記載する必要があります。例えば、「特許（実用）太郎」（「特許」が戸籍上の氏、「実用」が旧氏）のように旧氏を併記（括弧書きで記載）した氏名を記入することが可能です。

Q3-f 第 2 項の規定の適用を受けるにあたって、本 Q&A 集の記載に沿った手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？

A 第 2 項の規定の適用を受けるための手続的要件（本 Q&A 集の[（１）第 2 項の規定の適用を受けるための三つの手続]の (a)～(c)参照）が満たされない場合、又は、「意匠の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすこと」の証明が十分になされない場合には、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。そのような場合、実体審査において、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに審査が進められることになります。

本 Q&A 集で記載を求めている事項のうち、一部の事項が「証明する書面」に記載されていなくても、審査官が証明書全体を総合的に判断した結果、意匠の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことが証明されたと判断されれば、適用が認められる可能性はあります

が、どの事項ならばなくてもよい、ということは一律に定まるものではなく、事案次第となりますので、本 Q&A 集に沿って証明書を作成されることをおすすめします。（なお、「証明する書面」については、その内容、形式いずれも決まったものはありませんので、本 Q&A 集記載の例以外の書式の証明書を提出することができますが、一定の証明力があると認められるためには、本 Q&A 集に示したものと同程度の内容の記載が必要です。）

3.3「公開の事実」欄の記載要領　－要件１－

Q3-g 証明書の「公開の事実」欄（要件１）に記載すべき事項を教えてください。

A 意匠の公開日から１年以内に意匠登録出願をしたこと（要件 1）を証明するために、次の項目について記載してください。

① 公開日
② 公開場所
③ 公開者
④ 公開した意匠（意匠の写真等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

主な意匠の公開態様についての①～④の記載要領は以下のとおりです。「記載例一覧」のとおり**様々な場合の記載例も**合わせて参照してください。

(1)展示（展示会・見本市・博覧会・新製品ショウ・その他）の場合（[記載例 1-1]～[記載例 1-4]）

①開催日	○○○○年○月○日
②展示会名、開催場所	第５回国際アクセサリー・雑貨フェア 日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）
③公開者	意匠ジュエリー株式会社

④公開した意匠（意匠の写真等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

(2)販売の場合（[記載例 2-1]，[記載例 2-2]）

①販売日	○○○○年○月○日
②販売場所	意匠百貨店本店７階（東京都○○区・・・）
③公開者	意匠百貨店株式会社

④販売した意匠（意匠の写真等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する。）

(3)逐次刊行物、書籍等に記載した場合（[記載例 3-1]～[記載例 3-5]）

①頒布日	○○○○年○月○日（発行日　○○○○年○月×日）
②刊行物	株式会社意匠出版　月刊デザインマガジン ○○○○年○月号（第○巻、第○号）、第○頁
③公開者	株式会社意匠出版

④公開した意匠（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

(4)ウェブサイトによる場合（[記載例 4-1]～[記載例 4-6]）
①ウェブサイトの掲載日　　○○○○年○月○日
②ウェブサイトのアドレス　http://www.ishou-design.co.jp
　　http://www.ishou-design.co.jp/news/index.html
　　http://www.ishou-design.co.jp/products/chair/index.html
③公開者　　意匠家具株式会社
④公開した意匠（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

ウェブサイトによる場合については、以下３点が明らかとなるよう記載してください。
・意匠が掲載されているウェブサイトの存在の事実
・意匠が掲載されているページの存在の事実
・意匠の掲載日（当該意匠に公衆がアクセス可能となった日）

例えば、②については、当該ウェブサイトのトップページ、当該意匠が掲載されているページのアドレスを記載し、④については、ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付します。また、意匠が掲載されているページの印刷物には、できるだけ当該意匠の掲載日が記載されていることが望ましいです。

(5)映像による場合（[記載例 5]）
①放映日
②番組名又は広告名、放送局
③公開者名
④公開した意匠（意匠が表示された場面の画面キャプチャ等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

(6)メール送信による場合（[記載例 6]）
①メールの送信日　　○○○○年○月○日
②メールの送信相手先　　日本家具販売株式会社
③公開者　　意匠家具株式会社
④公開した意匠（送信したメールで公開した意匠の写真等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

メールの送信相手先が複数者にわたる場合、例えば、②を「日本家具販売株式会社　他２０社（送信相手先リストを別添）」のように記載して、送信相手先リストを別途添付して提出することも可能です。

(7)コンペ等による場合（[記載例 7]）
①公開日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②公開場所　　〇〇市民センター（〇〇県〇〇市〇〇　××―××）
③公開者　　〇〇市
④公開した意匠
（証明する対象を特定し得る程度に記載し、公開された図面及び模型の写真等を添付する）

(8)施工による場合（建築物の意匠、内装の意匠）（[記載例 8-2]，[記載例 8-3]）
①公開日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××
③公開者　　意匠建設株式会社
④公開した意匠
（竣工後の意匠の写真等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

※施工途中の段階で公然知られた場合（[記載例 8-1]）
①公開日（※）　　〇〇〇〇年〇月〇日
②施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××
③公開者　　意匠建設株式会社
④公開した意匠
（公開時点での写真等を添付する等し、公開行為を特定し得る程度に記載する）

（※）着工時から秘密でないものとして不特定の者の目に触れていたことにより、施工途中の段階で意匠が新規性を喪失した場合にも、「①公開日」には新規性を喪失した日を記載します。ただし、どの段階で新規性を喪失したかを厳密に定めることが困難な場合には、「着工日」等、新規性を喪失した可能性のある最も早い日を「①公開日」とすることも可能です。ただしこの場合には、その日から一年以内に意匠登録出願をしなければ新規性喪失の例外規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。

(9) 段階的な公開または一部変更を伴う公開等の複数回にわたる公開による場合（[記載例 9-1]～[記載例 9-3]）

(10)複数の異なる意匠の公開を一つの証明書に記載する場合（[記載例 10]）

Q3-h 展示会に出品し新規性を喪失しました。公開した意匠として意匠の写真等を添付することになっていますが、この写真は展示会で意匠を展示している状態の写真でなければなりませんか？

A 公開された事実を示すため、展示会で展示されている状態の意匠を撮影することが必要です。（例えば、展示された意匠がはっきりと分かる写真を提出する等。その他、展示会会場で意匠が展示されている状況が分かる写真があることが望ましいです。）

ただし、展示会場で撮影を行っていなかった場合や、撮影は行ったが会場の風景を写したものであって意匠を正確に把握できない場合は、公開された意匠と同じ意匠を別途撮影して提出することも可能です。

Q3-i　意匠登録出願の日から 30 日経過した後に、既に提出した「証明する書面」（出願人自らによる証明書）に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか？

A「証明する書面」に記載した事実を変更しない範囲となります。例えば、「証明する書面」添付写真が展示会場の風景を写したものであって公開意匠を正確に把握できない場合について、公開意匠の詳細な態様が記載された補充資料を提出することは認められます。

一方、「証明する書面」において当初記載していた事実を変更したり、その書面において当初記載していた事実とは別の新たな事実を追加する補充資料を提出したりすることは認められません。例えば、「証明する書面」に 4 月 1 日に意匠 A を X 展示会において公開した事実しか記載していない場合に、出願から 30 日を経過した後で、5 月 1 日に意匠 A を自社ホームページに掲載したことを証明する資料を補充資料として提出することはできません。

Q3-j 写真の大きさや提出に関するルールはありますか？

A 写真の大きさに特に規定や制限はありません。また、紙に写真を貼り付けても、データ上で貼り込んだ画像をプリントアウトしても、いずれでも構いません。（写真の画像データを記録媒体に保存した状態での提出は受け付けていません。）

Q3-k 一つの展示会や販売会、学会等の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？

A 実際に意匠を公開した日付を記載してください。括弧書きで開催期間を追記しても問題ありません。

なお、一般的には、意匠が秘密でないものとして不特定の者（例えば、顧客）の目に触れる状態に置かれた日が、新規性を喪失した日となります。

Q3-l 書籍や雑誌に掲載して意匠を公開した場合、奥付等に記載された発行日と実際の頒布日が異なり、頒布日の方が早いことが多いです。この場合、①の公開の日はどのように記載すべきでしょうか。

A 実際の頒布日を記載してください。雑誌記載の発行日を併記してもよいです。
　記載例「頒布日　〇〇〇〇年〇月〇日（発行日　〇〇〇〇年〇月×日）」

Q3-m テレビ番組の取材や収録の場合、収録日と放映日が異なりますが、1. ①は放映日を記載すればよいでしょうか。

A 放映により初めて公知となったのであれば、放映日を記載してください。一方、公開された場所で（不特定の者に秘密でないものとしてその意匠が知られる状況下で）取材や収録を行っていた場合、収録された日が公開日となるため、例えば、1.①は、「公開日（収録日）」のように記載します。

＜コラム４＞秘密にすることを約束してデザインを他の人に見せたときは、新規性喪失になる？

原則として、秘密保持契約をして特定の者に意匠を開示しただけでは、意匠が公然知られたことにはなりませんので、意匠法第 4 条第 2 項の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要はありません。また、秘密保持契約をして意匠を開示した相手方が、意匠登録を受ける権利を有する者の同意無く、意匠を公開した場合には、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公知になったとして、意匠法第 4 条第 1 項の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

なお、過去の裁判例等から、秘密保持に関して具体的に記載した契約書等を取り交わしていないときには、相手方に意匠を開示する際の資料に、「秘」、「部外秘」、「非公開資料」などの記載をしていたか、営業秘密である、内部的なものであるなどと注意喚起したりして意匠を開示していたか、そのような発言がない場合の、業界慣習や当事者間での秘密保持の扱い等を総合的に判断され、秘密保持契約がなかったものとされる場合もありますのでご注意ください。

Q3-n 建築物の図面や完成予想図を自社 HP やチラシ、カタログ等で公開した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？

A 建築物自体やその写真等を公開した場合のみならず、建築物の図面や完成予想図を公開した場合でも、出願意匠と対比可能な程度に開示されていれば、出願意匠は新規性や創作非容易性を喪失する可能性がありますので、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要があります。

Q3-o 建築物の図面を施工業者に提示した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？

A 図面の提示を秘密の状態で行ったかどうかで申請の要否が異なります。施工業者と秘密保持契約等を交わした上で、図面を提示した場合には公開にはあたりません。

Q3-p 建築物の出願意匠の実施物が施工される場合、どのように証明すべきでしょうか？

A 施工業者と秘密保持契約等を交わし、かつ施工中の建築物が外部から見えないようにして施工した場合には、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が公然知られたとはいえません。ただし、竣工後に外部から見えるようになると、その時点から公然知られた意匠となりますので、その日を公開日とした新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書により手続をする必要があります。

一方、施工業者に秘密保持義務（守秘義務）を課さず、建築物があらわな状態で施工するなど、施工業者や施工現場付近を通行等する不特定の者に秘密でないものとして、その内容が出願日前に公然知られた状態となった場合、たとえ施工途中の段階であったとしても、その状態で当該出願意匠と類似していると認められたり、施工された一部が創作非容易性の判断材料となったりする場合には、出願意匠は新規性又は創作非容易性がないものとして拒絶されます。施工のどの段階で新規性を喪失したかを厳密に定めることが困難な場合には、〔Q3-g〕（7）施工による場合（※） や［記載例 8-1］のとおり、着工日等、新規性を喪失した可能性のある最も早い日を公開日とした新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書により手続をすることも可能です。

3.4「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄の記載要領　－要件２－

Q3-q 証明書の「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄（要件２）に記載すべき事項を教えてください。

A 権利者の行為に起因して意匠が公開され、権利者が意匠登録出願をしたこと（要件 2）を証明するために、次の項目について記載してください。

① 公開された意匠の創作者
② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
③ 意匠登録出願人（願書に記載された者）
④ 公開者（[3.3]における『公開の事実』欄の「③公開者」と同じ者）
⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について（[3.4]）
（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（[3.4]）
（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

なお、事実に即して記載すれば、権利譲渡書等の添付は必要ありません。

（留意事項）
・ ③（意匠登録出願人（願書に記載された者））については、意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人と一致（複数者の場合は全員一致）している必要があります。

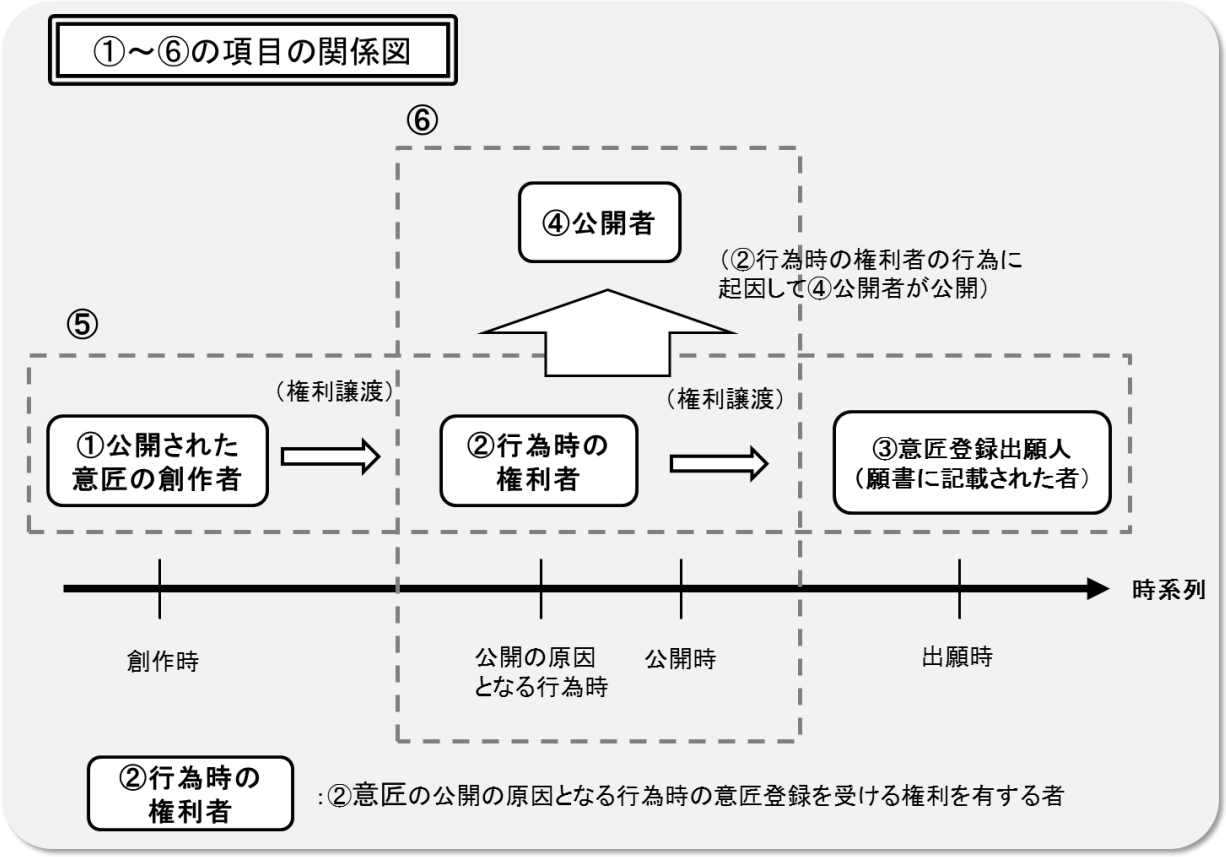

Q3-r ②の欄はなぜ必要なのでしょうか？「意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）」とは、どのような意味でしょうか？

A ②の欄は、意匠が公開された時に、誰がその意匠について意匠登録を受ける権利を有していたかを記載する欄です。

意匠の新規性喪失の例外適用においては、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠が公開されていることが要件となります。そのため、意匠が公開された時に誰が意匠登録を受ける権利を有する者であったか、すなわち、創作者であったのか、その承継人であったのか、適用の要件を満たしているかどうかを確認するために記載する欄となっています。

Q3-s 「公開の原因となる行為時」とは「公開時」とは異なるのですか？どういう場合を想定しているのでしょうか。

A「公開の原因となる行為時」と「公開時」が異なる場合とは、例えば、以下の例のように、「公開の原因となる行為時」と実際に意匠が公衆に知られた「公開時」に時間的な差があるケースを想定しています。

（ア）行為時の権利者Ａが展示会への意匠の出展を公開者Ｂに依頼した時＝「公開の原因となる行為時」、公開者Ｂが実際に展示会で意匠を公開した時＝「公開時」

（イ）非公開で撮影されたテレビ番組の収録時＝「公開の原因となる行為時」、テレビ番組の放映時＝「公開時」

この場合、②には、「公開の原因となる行為時」の権利者を記載してください。

ただし、公開の原因となる行為時が公開時と同時の場合（行為時の権利者が自ら直接公開した場合など）は、「公開の原因となる行為時」を「公開時」と記載することができます。

この場合、②には、「公開時」の権利者を記載します。

Q3-t 意匠登録を受ける権利の承継について（⑤）はどのように記載すればよいですか？

A 創作者を起点とし、行為時の権利者を経て意匠登録出願人に至るまで（①→②→③）の、意匠登録を受ける権利の承継について、事実に即して記載してください（以下の例参照）。

※⑤については、①から③までが完全に一致する場合、記載を省略することができます。

【例１】①＝②＝③のケース
①（公開意匠の創作者）と②（行為時の権利者）と③（意匠登録出願人）が全て一致している（全員が同一）場合（[記載例 1-1]［記載例 3-1］［記載例 3-2］等）
『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、その後公開の原因となる行為時（又は公開時）の〇〇〇〇年〇月〇日を経て、意匠登録出願時の〇〇〇〇年△月△日に至るまで、意匠登録を受ける権利は甲が保持していた。』
※このケースについては⑤の記載を省略することができます。

【例２】①≠②＝③のケース
②（行為時の権利者）と③（意匠登録出願人）が一致しており、①（公開された意匠の創作者）と②（行為時の権利者）及び③（意匠登録出願人）とが一致していない場合
（[記載例 1-2］［記載例 2-1］［記載例 2-2］等）
『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、〇〇〇〇年×月×日にその創作に係る意匠登録を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開の原因となる行為時（又は公開時）の〇〇〇〇年〇月〇日において、乙はその創作についての意匠登録を受ける権利を保有していた。
その後、〇〇〇〇年△月△日に乙は意匠登録出願を行った。』

【例３】①＝②≠③のケース
①（公開された意匠の創作者）と②（行為時の権利者）が一致しており、①（公開された意匠の創作者）及び②（行為時の権利者）と③（意匠登録出願人）とが一致していない場合
（[記載例 1-3]）
『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、公開の原因となる行為時（又は公開時）の〇〇〇〇年〇月〇日において、甲はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。
〇〇〇〇年×月×日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は、甲から乙に譲渡され、その後〇〇〇〇年△月△日に乙は意匠登録出願を行った。』

【例４】①≠②≠③のケース
①　（公開された意匠の創作者）、②（行為時の権利者）及び③（意匠登録出願人）が全て一致していない場合（[記載例 1-4]）

『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、〇〇〇〇年×月×日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開の原因となる行為時（又は公開時）の〇〇〇〇年〇月〇日において、乙はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。
〇〇〇〇年△月△日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は、乙から丙に譲渡され、その後〇〇〇〇年●月●日に丙が意匠登録出願を行った。』

意匠犬　モモコ　　意匠犬　もちお

＜コラム５＞いったい誰が創作者なんだわん？

もちお：もちおがデザインしたこのモナカ、あとで親父が「このモナカは、俺との共同創作だよな」って言ってきたわん。親父はちょっと感想めいたコメントをしただけで、ほとんどもちおが作ったのだから、なんか微妙な気分だわん

モモコ：そうね。これはけっこう難しい問題で、裁判でももめたりするわ

もちお：裁判にまで発展するんだわん

モモコ：共同で創作された意匠は、共同で出願しないと拒絶・無効理由になってしまうから（共同出願（意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 38 条）違反）、共同創作者がいるのに勝手にそのうちの一人が出願してしまったとか、そんなことで争いになったりするわ

もちお：一人で創作したつもりで出願してしまうこともあると思うわん。途中で人に見せて意見をもらったら、その人も創作者になってしまうのかわん？

モモコ：裁判例では、「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者」だとしているわ。（クランプ事件：大阪高判平成６年５月２７日（平成５年（ネ）第２３３９号））

もちお：「実質的に関与」って何だわん？

モモコ：その裁判の判決文では、「*具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者はこれに含まれないと解される。*」と続けているの。

もちお：コピペされただけで説明した気になられては困るわん

モモコ：もちおが説明してくれた場合だと、お父さんは「*単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者*」みたいだから、意匠法上の創作者と扱われないかもしれないわね。そのあたりは具体的に、もちおのお父さんがどうモナカのデザインに関わったかを細かく検討する必要があるわね。

もちお：なんだか、親子であんまり細かく言うのは、水くさくなるわん

モモコ：後でもめると大変だから、早めに丁寧に話し合ってお互いちゃんと納得した方がいいわね

意匠犬と出願前にデザインを公開した場合の手続について学びたい方はこちらの動画をご覧ください！→

Q3-u 行為時の権利者と公開者との関係等について（⑥）はどのように記載すればよいですか？

A 行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開をしたこと（行為時の権利者と公開者が一致していない場合には、一致していない事情）を事実に即して記載してください（以下の例参照）。

また、意匠の公開の原因となる行為（直接の公開行為、公開を依頼する行為など）をした者と行為時の権利者が一致していない場合（一部の者だけ一致している場合も含む）には、行為時の権利者全員の意思に基づいて意匠の公開の原因となる行為が行われたこと（※）を、事実に即して記載してください。

（※例えば、行為時の権利者全員の同意に基づいて依頼を受けた者が意匠の公開の原因となる行為をしたことや、行為時の権利者の代表者が意匠の公開の原因となる行為をしたことなど。）

※⑥については、②と④が完全に一致する場合は、記載を省略することができます。

【例１】②＝④のケース

②（行為時の権利者）が自ら公開した場合

（②（行為時の権利者）と④（公開者）が一致している場合）

（［記載例 1-1］［記載例 1-3］［記載例 1-4］等）

『行為時の権利者である甲が自ら、「・・・」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。』

※なお、このケースについては⑥の記載を省略することができます。

【例２】②≠④のケース

②（行為時の権利者）が④（公開者）に依頼、又は、②（行為時の権利者）が④（公開者）から取材を受けて④（公開者）が公開した場合等

（［記載例 2-2］［記載例 3-2］［記載例 3-3］等）

『甲（行為時の権利者）は乙（公開者）に対して、意匠の公開を行うことを依頼し、乙はその依頼に基づいて公開を行った。』又は『甲（行為時の権利者）は乙（公開者）から、意匠についての取材を受け、乙はその取材に基づいてその意匠の公開を行った。』

【例３】

③（行為時の権利者）の中から④（公開者）が代表者として公開した場合

（［記載例 1-2］）

『甲（行為時の権利者かつ公開者）は、行為時の権利者である甲、乙及び丙の三者を代表して公開を行った。』

【例４】
④（公開者）の中に、単なる補助者や共著者であって、②（行為時の権利者）ではない者が含まれている場合（[記載例 3-1]）
『甲（公開者）は、その公開された意匠については意匠登録を受ける権利を有する者ではなく、単に共著者として公開者の中に名を連ねただけである。』

Q3-v 第 2 項の規定により意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、意匠の公開者は、意匠の創作者である必要がありますか？

A 第 2 項の規定は、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して」いることを要件の一つとしていますので、創作者に限らず、創作者から「意匠登録を受ける権利」を承継した者であっても構いません。[Q3-t]の【例 2】、【例 4】が該当のケースです。

また、「意匠登録を受ける権利を有する者」の意向、指示等により他者が公開した場合も当該規定の適用を受けることができます。こちらは、[Q3-u]の【例 2】が該当します。

Q3-w 職務創作であって、創作者が従業員であり会社が出願人である場合も、意匠登録を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？

A 職務創作であっても、その旨を権利の承継の事実として記載してください。
従業員（従業者等）と会社（使用者等）との間には、いわゆる予約承継（意匠法第 15 条第 3 項で準用する特許法第 35 条 2 項）の契約により、意匠登録を受ける権利が創作の直後に使用者に譲渡される場合があります。その場合の記載要領は、「8. 第 2 項の適用を受けるための証明する書面の記載例」の[記載例 4-1]の 2.⑤を参照ください。

4.第三者が作成した証明する書面等について

従前は、原則、証明する書面を第三者が作成することを求めていましたが、平成 29 年 3 月の意匠審査基準改訂により、証明する書面を出願人本人が作成した場合であっても、証明事項について一定の証明力があると認めることとしました。しかし、拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、可能な限り、出願人本人が作成した「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付ける資料を提出しておくことが望ましいと考えられます。

以下では、客観性の高い資料（証拠）に裏付けられた証明書を作成する場合によくある質問を記載しています。

Q4-a 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料）としてはどのようなものを提出すればよいですか？

A 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

＜公開態様ごとの補充資料の例＞

・展示による公開：展示会・展覧会の開催案内やプログラム、出品物のカタログ・パンフレット、主催者による証明書
・販売による公開：商品のチラシ、購入者や店舗の責任者による証明書
・集会での発表：開催案内や発表プログラム冊子のコピー、主催者による証明書
・記者会見による公開：プレスリリースのコピー
・テレビ放送による公開：新聞等のテレビ欄のコピー、番組案内が掲載された放送局のウェブサイトのプリントアウト、放送局による証明書
・試験の実施：立会人等による証明書

＜コラム６＞　取引先に意匠を公開した事実を示すのに、納品書や領収書は証拠になりますか？

納品書や領収書も証拠になりますが、納品書や領収書があるからといって、取引先に意匠を公開した事実が必ず認められるというわけではありません。

意匠は製品の外観ですので、取引先に意匠を公開した事実というのは、取引先に製品の外観を見せた事実と言い換えることが可能です。納品書や領収書には、製品名や製品番号等は記載されていても、通常であれば製品の外観までは記載されていませんので、前述の事実を直接的に証明することはできません。

このため、納品書や領収書に加えて、これらの書面に記載されている製品名や製品番号等と意匠とのつながりを別途証明していく必要があります。

また、納品書や領収書の記載内容も重要です。日付や製品番号、作成者の署名押印などがしっかりとしていなければ、前述の事実の証明には役に立たないということになりかねません。

納品書や領収書があったとしても、それだけで安心せず、その記載内容や他の証拠にも気を付ける必要があります。

Q4-b 意匠の公開事実についてより客観性の高い証明を行うためには、第三者による証明を加えるのが望ましいとのことですが、新聞に掲載した場合も第三者による証明が必要ですか？

A 新聞によって意匠を公開した場合で、証明すべき公開事実（新聞名、発行年月日、発行者名、公開意匠）が記載されている頁の原本や複写物を提出する場合は、公開事実に客観性が認められますので、第三者による証明は必要ありません。その他、雑誌等の逐次刊行物による場合も同様です。

Q4-c 展示会に出品することにより意匠の新規性を喪失しましたが、第三者に証明してもらう場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？

A その展示会の主催者に証明してもらうのが適当です。それが困難な場合は、証明すべき事項（[Q3-g]）が掲載されたその展示会のパンフレット等を客観的証拠資料として添付することで、客観性を高めることができます（証明すべき事項のうち、展示会のパンフレット等に出品された意匠が掲載されていない場合は、その展示会会場とその意匠が確認できるような状態の写真等で補ってください）。

また、その展示会の記事が新聞や雑誌等に掲載され、その記事の中に公開した意匠の写真等が載るなどして公開の事実が特定できるのであれば、その原本又は写しを添付することで客観性が高まります。

Q4-d 販売により意匠の新規性を喪失しましたが、第三者に証明してもらう場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？

A 購入者や店舗の責任者に証明してもらうのが適当です。それが不可能な場合は、例えば、店舗に商品を納品した業者に証明してもらうことで、客観性を高めることができます。
また、新聞や雑誌等に販売記事が掲載され、販売日が特定できるのであれば、その原本又は写しを添付することで客観性が高まります。

Q4-e ウェブサイト上で意匠を公開して新規性を喪失しましたが、第三者に証明してもらう場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？

A 意匠の公開事実について客観性を担保するためには、例えば掲載の依頼先であるプロバイダー運営会社に証明してもらうのが適当です。また、ウェブサイト作成を関連会社やウェブサイト制作会社等に依頼している場合は、それらの会社に証明してもらうのも適当です。

Q4-f ウェブサイト上で意匠を公開するにあたって、客観性の高い証明を行うための注意点や準備等を教えてください。

A ウェブサイト上でインターネットを通じて意匠を公開する際は、公開された意匠に関する公開の事実の事後的な証明が難しいことも予想されますので、[Q3-g]「(4)ウェブサイトによる場合」に示す公開事実を証明するための印刷物（公開した日にプリントアウトしたもの）を用意し、その日のうちに公証役場においてその公開事実と公開日について確定日付を取得しておくことや、第三者機関が発行するタイムスタンプによる事前の対応策を取っておくことが有効です。

Q4-g 出願人自身の記名だけによる証明する書面を提出しましたが、後から第三者の記名による証明書類を補充することはできますか？

A できます。その場合は、「上申書」に添えて提出してください。
拒絶理由通知に応答する際に補充する場合は、「意見書」に添えて提出してください。

Q4-h 第三者による証明書を作成する場合であっても、[Q2-a]の「証明する書面」の書式どおりに作成すべきでしょうか？
　書式どおりに記載すると、出願人しか知り得ない「２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実」について第三者に証明してもらうことになり、不自然ではないでしょうか。

A 原則として、証明する書面の書式に沿って作成してください。ただし、証明書の体裁については、例えば、証明書の前半部分「１．公開の事実」については第三者に証明してもらい、後半部分「２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実」については出願人のみが証明することでも問題ありません。（この場合、例えば、１．記載の下部に第三者による記名がされ、さらに、２．記載の下部に出願人による記名がされた体裁とします。証明書は２枚以上になっても構いません。）

Q4-i 従業員、代理人、あるいは子会社の代表者は、第三者として認められますか？

A 原則として、従業員と代理人については認められません。他方、子会社については、法人として別組織であれば、認められます。その場合、代表者が同一人であったとしても、認められます。

5.意匠の新規性喪失の例外規定の適用の可否と「証明する書面」に記載（証明）すべき公開意匠について

Q5-a 出願前にデザインを公開した場合、なぜ新規性喪失の例外適用を受ける必要があるのですか？

A 権利者の行為に起因して公開した意匠（自分で公開した意匠）を理由に、新規性が無いとして拒絶されてしまうからです。

意匠には新規性という登録要件があり、これは出願時を基準としてその意匠が新しいものであるかどうかを判断するものです。出願よりも前に公開した出願意匠と同一又は類似する意匠がある場合、出願意匠は新規性等の要件を満たさないとして拒絶されてしまいます。

そのため、新規性喪失の例外規定の適用手続を行い、出願前に自ら公開した意匠を審査における新規性等の判断材料から除外する必要があります。

Q5-b 出願意匠と同一でない公開意匠についても、第 2 項の規定の適用を受けられますか？

A 受けられます。公開意匠は出願意匠と同一であるか否か、類似するか否かは問いません。

権利者の行為に起因して 1 年以内に公開された意匠のうち、新規性・創作非容易性の判断から除外したい公開意匠については、当該適用を受けられます。

Q5-c ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　1＞

以下のように、異なる日に複数回、同一の意匠を公開しました。

①４月１日に自社ウェブサイトで意匠を公開

②４月１０日に EC サイト A で意匠を販売

③４月２０日に異なる EC サイト B で意匠を販売

第 2 項の規定を受けるためには、①自社ウェブサイトでの公開（最先の公開事実）のみを証明すれば良いのでしょうか？

A 最先の日の公開のうちの１つを「証明する書面」に記載すれば良いので、①自社ウェブサイトでの公開（最先の公開事実）を証明してください。もちろん全ての公開行為について証明しても構いません。

注意：公開された部分の範囲等が相違する複数の公開については、個別に証明が必要になる場合があります。（（５）公開した意匠が複数存在し、各公開で公開された部分の範囲等が異なる場合参照）

Q5-d ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　2＞

異なる日に複数回、同一の意匠を公開しました。「証明する書面」には最先の公開事実しか証明してはならないのでしょうか？

A 最先の公開ではない公開の事実についても証明して構いません。

最先の日の１つの公開事実について証明すれば足りますが、複数の公開の事実について証

明しても構いません。

Q5-e ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　３＞
　複数の店舗に商品を納品する場合、「証明する書面」に全ての店舗を記載することが必要ですか？

A「証明する書面」においては、最先の日の１つの公開事実について証明すれば足りるため、それぞれの公開について証明する必要はありません。
　なお、「証明する書面」に記載した以外の公開の事実によって、新規性や創作非容易性の欠如を指摘する拒絶理由が通知される可能性がありますので、その場合は、納品先リストなどを用いて、引用意匠が、手続を行った意匠の公開と同時に公開された意匠である旨を意見書で主張・立証してください。

Q5-f ＜異なる日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　４＞
　我が社はメーカーですが、製品の販売時には商社 A（問屋、流通業者、販売代理店等）を通じて全国の小売店で販売しています。この場合、商社 A に対する公開の事実のみを証明すればよいでしょうか。小売店での全ての販売行為を証明する必要があるでしょうか。

A「証明する書面」の記載においては、最先の日の１つの公開事実（商社 A に対する公開の事実）について証明すれば足りるため、小売店での全ての販売行為を証明する必要はありません。
　なお、どの小売店で販売したのか明らかに記載したくない等の事情がある場合、拒絶理由が通知される可能性はありますが、後日の立証を行いやすくするため、公開先を「商社 A 及び全契約販売店」のように記載する方法もあり得ます。

Q5-g ＜異なる日に公開された類似又は非類似の意匠が複数存在する場合＞
　半年前から自転車の試作を重ねており、改良する度に SNS で複数回公開しました。最終的な形として SNS に公開したものと同一の意匠を出願予定ですが、どの公開意匠を「証明する書面」に記載すべきでしょうか？
　なお、最初の試作品は出願意匠とは随分違っていて、非類似ではないかと思っていますが、その後の試作は出願意匠と類似していると思っています。

A 手続が必要であるか否か迷われた場合は、確実に拒絶理由を回避するために、全ての公開意匠について「証明する書面」に記載することをおすすめします。
　公開した意匠が出願意匠と類似するか否かは実体審査において判断されますので、出願人の想定とは異なる場合も十分にあり得ますので、ご注意ください。

Q5-h ＜異なる日に公開された異なる物品の意匠が複数存在する場合　１＞

装身用チャームの意匠について出願を予定しており、以下のように、異なる日に異なる物品に加工して意匠を公開しました。

① ２ヶ月前に出願予定の装身用チャームを用いたピアスを販売

② １ヶ月前に出願予定の装身用チャームを用いたネックレスを雑誌に掲載

以上のとおり、装身用チャームの加工品は公開しましたが、装身用チャームとしての公開はしていません。

第２項の規定を受けるためには、公開意匠として何を証明すれば良いでしょうか？

A 最先の公開であるピアスの公開の事実について、証明してください。

ピアスの公開について証明することで、ネックレスに用いられている装身用チャームについても証明されているものとして取り扱います。なお、証明が必要であるか否か迷われた場合は、確実に拒絶理由を回避するために、全ての意匠について「証明する書面」に記載することをおすすめします。

＜例＞

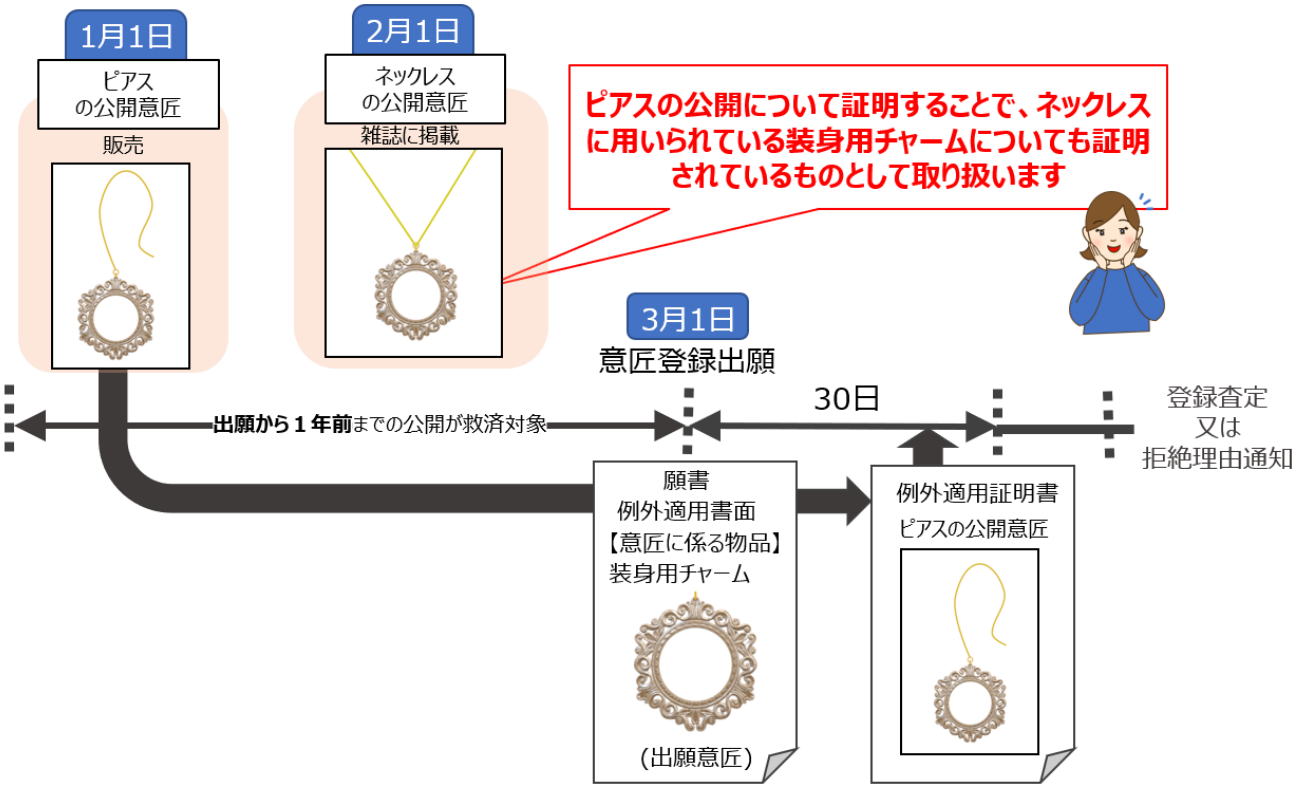

Q5-i ＜異なる日に公開された異なる物品の意匠が複数存在する場合　２＞

メール送受信用画像の意匠（画像意匠）について出願を予定しており、以下のように、異なる日に異なる物品等として意匠を公開しました。

①１ヶ月前、出願予定のメール送受信用画像が表示された冷蔵庫を展示会で公開

②先週、メール送受信用画像のみをウェブサイトで公開

以上のとおり、出願意匠は画像意匠ですが、最先の公開は冷蔵庫です。第２項の規定を受けるためには、公開意匠として何を証明すれば良いでしょうか？

A 最先の公開である冷蔵庫の公開について、証明してください。

メール送受信用画像が表示された冷蔵庫の公開について証明することで、メール送受信用画像についても証明されているものとして取り扱います。

審査官は、「証明する書面」に記載された公開意匠において見えている意匠は全部証明できているものとして、冷蔵庫に現れたメール送受信用画像を新規性・創作非容易性の判断から除外して審査を進めます。

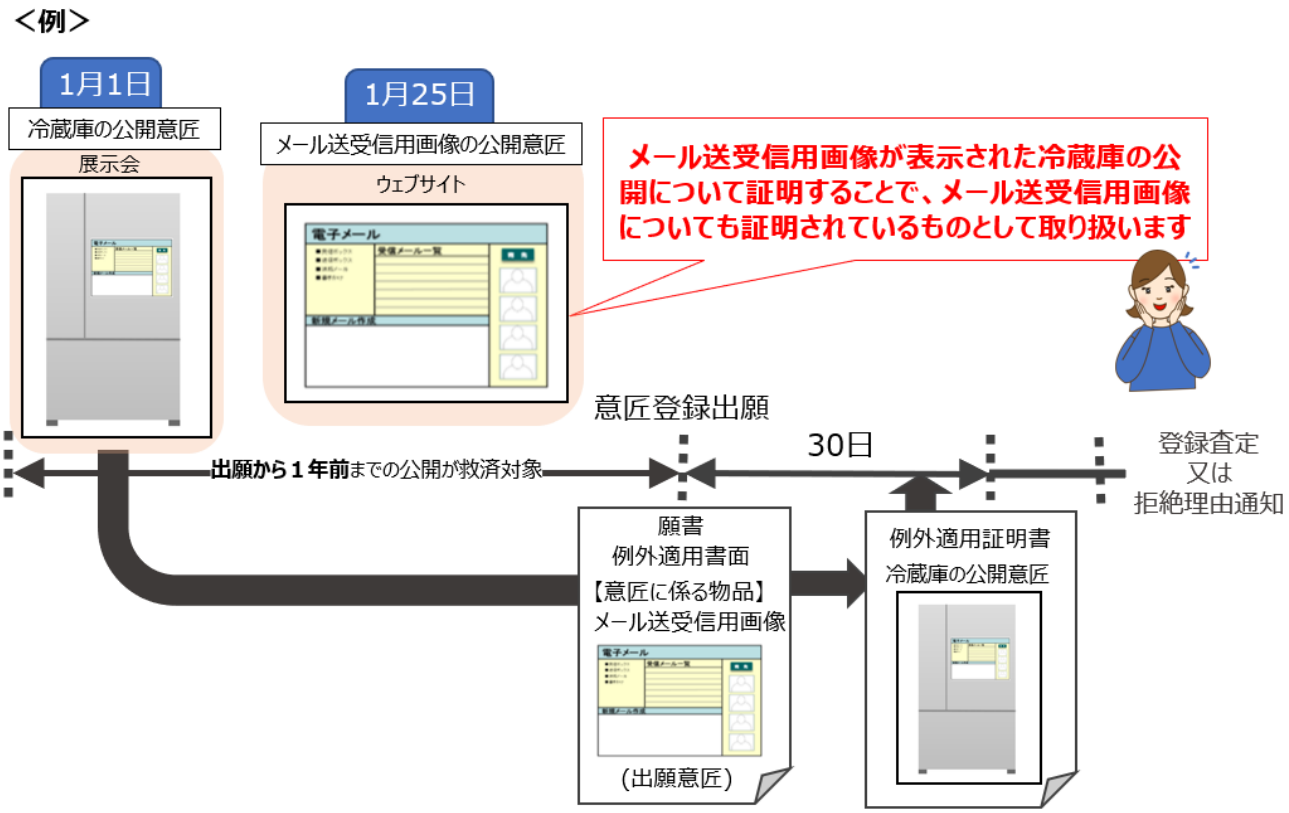

Q5-j ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　１＞
　意匠が記載されたパンフレットを客先に配布しました。この場合、「証明する書面」にはパンフレットの配布先全てを記載する必要があるのでしょうか？

A 必要ではありません。
　パンフレットは一般に刊行物に該当します。そのため、刊行物等への発表により公開された場合の記載要領に沿って「証明する書面」を作成してください。

Q5-k ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　２＞
　取引先に新商品の発表を知らせるため、該当の意匠が掲載された写真を添付したメールを同日に１００通以上取引先に送信しました。この場合、送信先いずれか１社への公開のみを証明すればよいのでしょうか？

A「証明する書面」の記載においては、いずれか１社への公開事実について証明すれば足ります。
　なお、「証明する書面」に記載した以外の公開の事実によって、新規性や創作非容易性の欠如を指摘する拒絶理由が通知される可能性がありますので、その場合は、送信先リストなどを用いて、引用意匠が、手続を行った意匠の公開と同時に公開された意匠である旨を意見書で主張・立証してください。

Q5-l ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　３＞
　以下のように、同じ日の異なる時間に複数回、同一の意匠を公開しました。
①午前 10 時に SNS で意匠を公開
②午後 3 時に動画共有サイトで意匠を公開
③午後８時にクラウドファンディングで意匠を公開
　第 2 項の規定の適用を受けるためには、公開意匠として何を証明すれば良いでしょうか？

A 最先の日の公開のうちの１つを「証明する書面」に記載すれば良いので、①～③の公開行為から１つ選択して、証明してください。もちろん全ての公開行為について証明しても構いません。
　注意：公開された部分の範囲等が相違する複数の公開については、個別に証明が必要になる場合があります。（（５）公開した意匠が複数存在し、各公開で公開された部分の範囲等が異なる場合参照）

Q5-m ＜同日に公開された同一の意匠が複数存在する場合　４＞
　同一の意匠について、１月１日午前１０時に日本で公開すると同時に、米国東部（現地時間１２月３１日午後９時）でも公開しました。
　第 2 項の規定の適用を受けるためには、最先の公開日はいつになり、公開意匠として何を証明すれば良いでしょうか？

A 外国で公開した場合については、日本時間に換算した日付で判断しますので、最先の公開

日は日本時間の１月１日になります。最先の日の公開のうちの１つを「証明する書面」に記載すれば良いので、日米の公開行為から１つ選択して、証明してください。もちろん全ての公開行為について証明しても構いません。

Q5-n ＜同日に公開された類似する意匠が複数存在する場合＞
　秘密にする契約を結んでいない状態で、量産発注先の会社と打ち合わせを行い、出願予定の意匠とは、色や模様や細かいところの形が違う、複数のバリエーションの意匠の試作品を相手方に見せました。第 2 項の規定の適用を受けるためには、公開意匠として何を証明すれば良いでしょうか？

A 公開した複数のバリエーションの意匠が類似する場合は、バリエーションの意匠のうちどれか１つを証明すれば、他のバリエーションのデザインについても新規性喪失の例外が適用されることになります。

　ただし、公開した複数のバリエーションの意匠同士が類似するか否かは実体審査において判断されますので、出願人の想定とは異なる判断となる場合もあり得ます。

　実体審査によって、「証明する書面」に記載した意匠と記載しなかったその他のバリエーションの意匠が類似しないと判断された場合、新規性や創作非容易性の欠如を指摘する拒絶理由が通知される可能性がありますので、証明が必要であるか否か迷われた場合は、確実に拒絶理由を回避するために、全ての意匠について「証明する書面」に記載することをおすすめします。

Q5-o ＜形状が同一の異なる物品の公開意匠が存在する場合＞
　現在、消しゴムの意匠について出願を予定しています。以下の公開を行いました。
①2 か月前に販売予定のアイスクリームと同じ形の消しゴムをノベルティとして作り、アイスクリームの販売に先駆けて SNS で公開
②先月、消しゴムと同じ形のアイスクリームを販売
　消しゴムの公開について証明すれば、アイスクリームの公開についても証明されているものとして扱われますか？

A　扱われません。消しゴムの意匠とアイスクリームの意匠は物品が非類似であるため、アイスクリームの意匠は、消しゴムの意匠と同一又は類似の意匠に該当しませんので、消しゴムの公開について証明しても、アイスクリームの公開についても証明されているものとはなりません。

　アイスクリームの公開について証明したい場合は、別途「証明する書面」の提出が必要となります。物品等の枠を超えた構成の利用・転用（既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用すること）が行われていて、創作容易と判断されるような分野においては、当該拒絶理由を回避するために、「証明する書面」を提出することをおすすめします。

　消しゴムとアイスクリームの意匠は、物品が非類似であり、形状が同一又は類似であっても非類似の意匠となりますが、転用がよく行われる物品間であれば、審査において創作非容

易性の判断の基礎となる資料になる可能性があります。このような場合には、非類似の意匠であっても第 2 項の規定の適用を受ける手続を行うことが有効です。

＜例＞消しゴムの公開しか証明しなかった場合

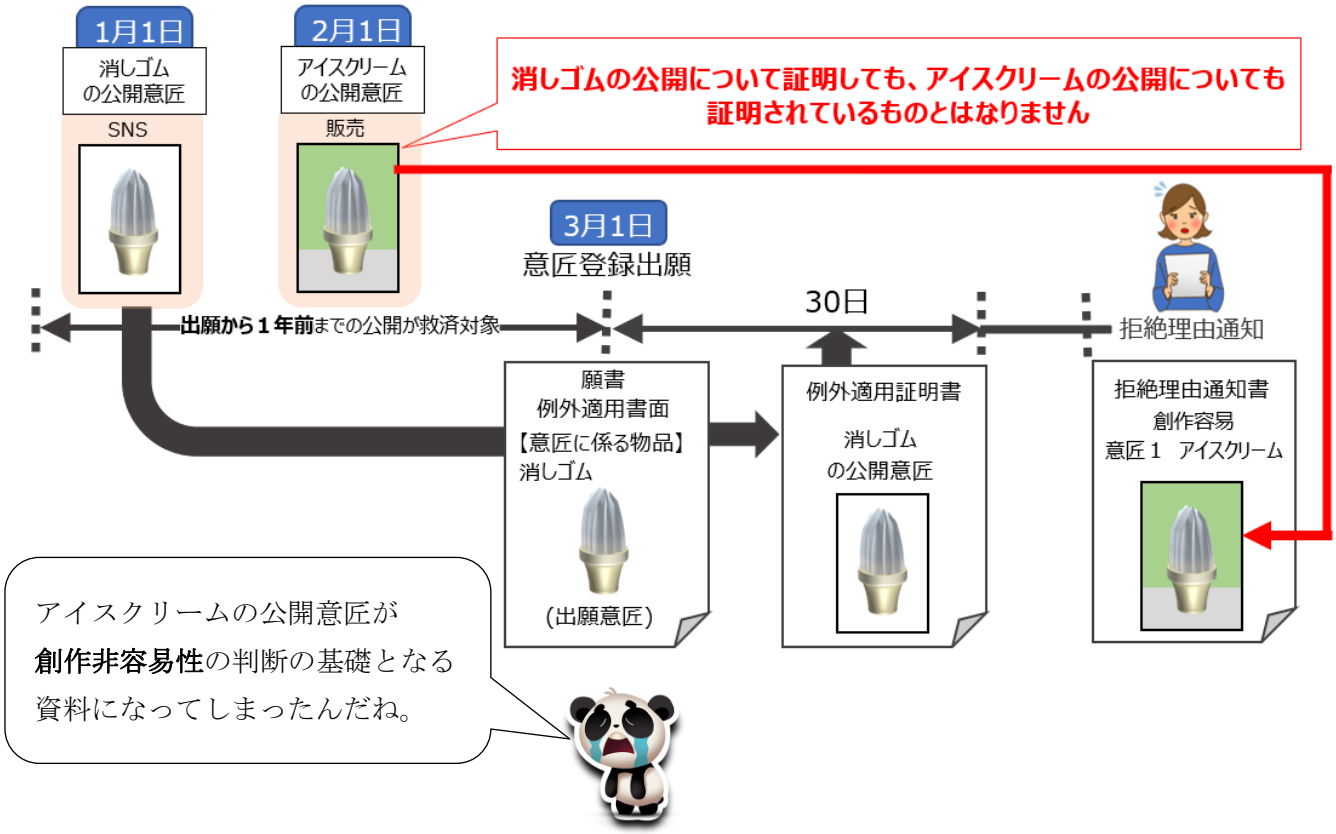

Q5-p ＜同一の模様を付した非類似の公開意匠が存在する場合＞

弁当箱とコップの意匠をシリーズものとして創作しました。それらの意匠は同じ絵柄の模様が付されています。弁当箱のみ出願する予定であり、絵柄部分に特徴があると考え、部分意匠として意匠登録を受けたいと考えています。

これらの意匠は以下の公開を行いました。

①２ヵ月前に弁当箱を販売開始

②先月、コップを販売開始

この場合、最先の公開である弁当箱の意匠の販売行為①のみ証明すれば良いでしょうか？

A　弁当箱だけでなく、同じ絵柄の模様の付いたコップの最先の公開行為②も証明しておきましょう。

弁当箱とコップは意匠に係る物品が異なるため、基本的には類似する意匠とはいえず、同じ絵柄の模様が付されたコップの公開意匠は、弁当箱の模様部分の創作非容易性の資料になる可能性があるためです。

(次ページの図参照)

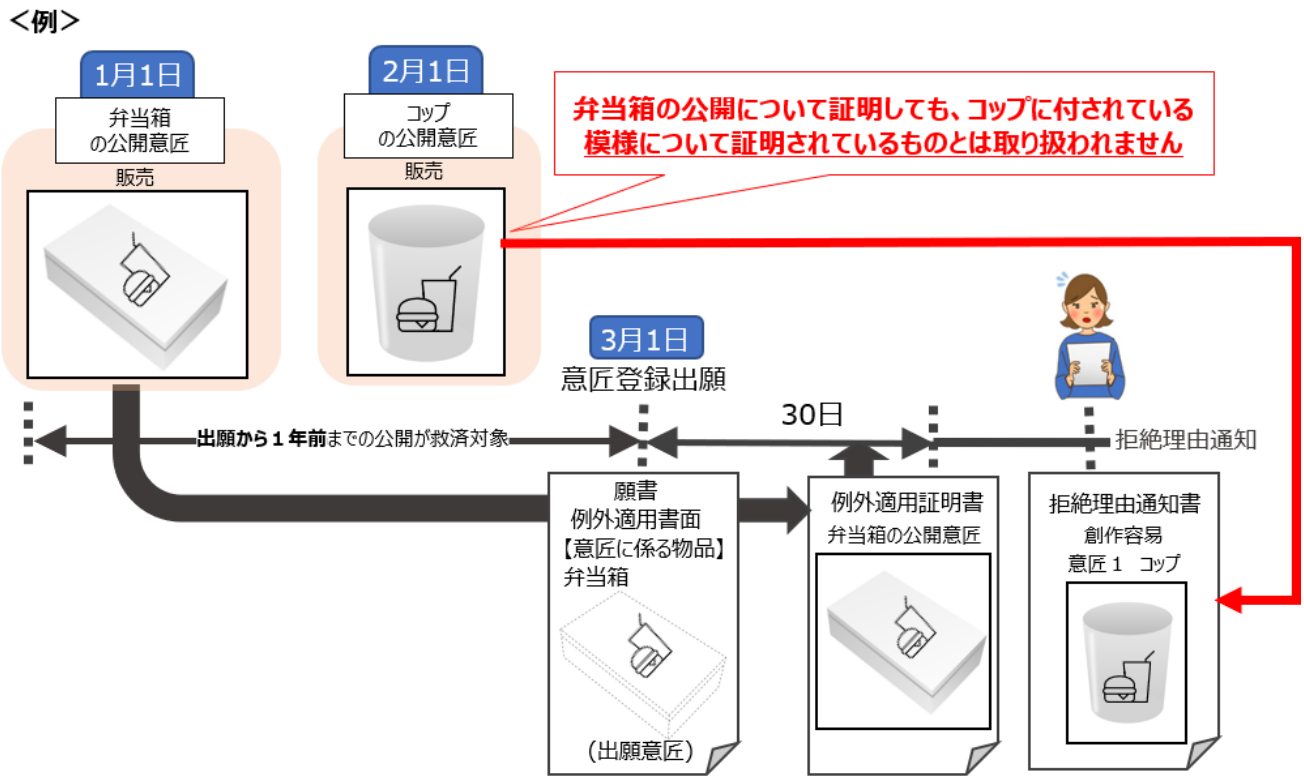

Q5-q ＜第三者によって公開された意匠＞
　意匠公報、特許公報、外国公報等の公報に掲載された意匠は、第 2 項の規定の適用を受けられますか？

A 受けることができません。内外国特許庁・国際機関により発行された公報に掲載された意匠は、第 2 項で適用対象から除外されています。
（参考：特許庁 HP 意匠審査基準 第 III 部 意匠登録の要件 第 3 章　新規性喪失の例外
２．　第４条第２項の規定を適用するための要件

URL:https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-03.pdf

Q5-r ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　１＞
　意匠を新聞等で発表する場合、記事の掲載日以前に、記者クラブ等で掲載依頼をする場合が多く、そのような場合、掲載依頼を行った時点で新規性が喪失したと解釈されるのでしょうか？

A 記者クラブ等での掲載依頼という行為によって、不特定の者に秘密でないものとしてその意匠が知られた場合には、その時点で、その意匠は新規性を喪失したことになります。
　一方、その意匠を秘密のものとして掲載依頼した場合には、その時点ではまだその意匠は新規性を喪失していないことになりますので、新聞等に掲載された事実を証明すれば足ります。

Q5-s ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　２＞
　展示会に出品した意匠が、その展示会を紹介する新聞記事に掲載されました。展示会での公開の事実は証明する予定ですが、新聞記事掲載についても証明が必要ですか？

A 展示会に出品した意匠の公開事実を紹介する第三者による公開については、展示会での公開に基づくことが明らかであるため、当該公開の事実の証明は必要ありません。（新聞や雑誌、テレビ等による二次的公開についても同様です。）

Q5-t ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　３＞
　ＳＮＳへの投稿により意匠を公開したところ、この投稿が他者に再び投稿（リポスト等）がされました。この場合、他者による投稿についても「証明する書面」の提出は必要でしょうか？

A 必要ではありません。
　この場合の他者による投稿は、公開意匠に基づく第三者による二次的な公開であることが明らかであるため、自身の投稿によって公開された創作について第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行っていれば、他者の投稿によって公開された意匠については「証明する書面」の提出を省略することができます。

Q5-u ＜第三者によって二次的に公開された意匠が存在する場合　４＞
　取引先 X に製品を販売し、その後、取引先 X からその製品を購入した Y が動画サイトに投稿し、意匠の新規性を喪失しましたが、それぞれの公開ごとに公開事実を証明する必要がありますか？

A 必要ではありません。最先の日の１つの公開事実の証明のみで足ります。
　この場合の X による Y への販売と、Y による動画サイトへの投稿は、公開意匠に基づく第三者による二次的な公開であることが明らかであるため、権利者の行為に起因している限り、それぞれの公開意匠について「証明する書面」に記載して証明する必要はありません。
　なお、「証明する書面」に記載した以外の公開の事実によって、新規性や創作非容易性の欠如を指摘する拒絶理由が通知される可能性がありますので、その場合は、送信先リストなどを用いて、引用意匠が、手続を行った意匠の公開に基づく第三者により二次的に公開された意匠である旨を意見書で主張・立証してください。

6.通常の意匠登録出願以外の出願について

Q6-a 本意匠の出願の際に第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける手続がされていれば、関連意匠の出願の際に第 4 条第 2 項の手続を行う必要はありませんか？

A 出願ごとに手続が必要ですので、関連意匠の出願の際も第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける手続を行ってください。本意匠にのみ手続があり関連意匠には手続がなされていない場合、関連意匠は第 4 条第 2 項の規定の適用を受けられず、出願前に公開されたものと判断され得るため、出願時には十分に注意が必要です。

なお、関連意匠の出願手続を行う場合、本意匠に提出した証明書を援用することが可能です。（[Q2-d] 参照）

※ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降の出願について、関連意匠としての登録が認められる場合は、意匠法第 10 条第 2 項又は第 8 項の規定により、本意匠等（注１）の出願日以降に公開された（注２）、本意匠等に類似する自己の意匠については、新規性喪失の例外の手続の有無にかかわらず、新規性や創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されます。
しかしながら、出願した意匠が本意匠に類似しない等、関連意匠としての登録が認められない場合は、意匠法第 10 条第 2 項又は第 8 項の規定の適用を受けることができません。
したがって、関連意匠の出願の際にも、新規性喪失の例外の手続を行うことをおすすめします（なお、出願前に発行された公報に掲載されている意匠は、意匠法第 4 条第 2 項の規定の通り、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった意匠から除外されていますのでご注意ください）。

注１　本意匠が他の意匠の関連意匠である場合等では、基礎意匠や基礎意匠に係る関連意匠についても同様です。
注２　優先権主張がある場合は優先日となります。また、本意匠等において新規性喪失の例外の規定が適用された意匠も含みます。

Q6-b パリ条約による優先権の主張を伴う出願で、第一国出願前に公開した場合、第 4 条第 2 項の規定の適用を受けられますか？

A 意匠を公開した日から 1 年以内に日本国（第二国）に出願した場合は、適用を受けられます。

Q6-c 日本を指定した国際意匠登録出願の場合、第 2 項の規定の適用を受けられますか？また、どのような手続が必要ですか？

A 受けられます。

新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面（①）と、適用を

受けることができる意匠であることを証明する書面（②）を提出する必要があります。［意匠法第 4 条第 2 項、意匠法第 4 条第 3 項］

ハーグ協定のジュネーブ改正協定による、日本を指定締約国とする国際意匠登録出願の場合、（１）国際出願時に提出する方法と、（２）指定国官庁としての日本国特許庁に提出する方法の２つの手段があります。以下に示す方法に従って、①及び②の書面を提出してください。

（１）国際出願時に提出する方法

①の提出方法

国際出願の際、願書様式（DM/1）の 15 欄（eHague の場合、“Declaration Concerning Exception to Lack of Novelty”）では、「Japan」を選択してください。

②の提出方法

国際出願の際、Annex Ⅱに添付して新規性喪失の例外の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出してください。（※2021 年 10 月 1 日以降の国際出願が対象［令和 3 年意匠法改正施行後の意匠法第 60 条の 7 第 2 項］）

なお、出願時には①のみ提出し、「（２）②の提出方法」に従い日本国特許庁に提出することも可能です。

（２）指定国官庁としての日本国特許庁に提出する方法

①の提出方法

国際公表の日から 30 日以内に「新規性喪失の例外適用申請書」を日本国特許庁へ提出してください。［意匠法第 60 条の 7 第 1 項、意匠法施行規則第 1 条の 2 及び第 1 条の 3］

②の提出方法

国際公表の日から 30 日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明する書面を添付して、日本国特許庁へ提出してください。［意匠法第 60 条の 7 第 1 項、意匠法施行規則第 1 条及び同施行規則第 1 条の 2］

参考：特許庁 HP ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関する Q&A

URL：https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/faq/hague_geneva_qanda.html

Q6-d 日本を指定した国際意匠登録出願と同時にＷＩＰＯに新規性喪失の例外証明書を添付して提出しても、（証明書に誤記や不足があることに気づいた場合）国際公表された日から３０日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明書を添付して再度提出することは可能ですか？

A 可能です。

Q6-e 意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？

A あらためて手続を行う必要はありません。分割により新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された第 2 項の規定の適用を受けようとするために必要な書面は、意匠法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、新たな意匠登録出願をすると同時に提出されたものとみなされます。

Q6-f 出願の変更による新たな意匠登録出願について、第 2 項の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？

A あらためて手続を行う必要はありません。出願の変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された該規定の適用を受けようとするために必要な書面は、意匠法第 13 条第 6 項で準用する同法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、新たな意匠登録出願をすると同時に提出されたものとみなされます。

＜コラム７＞　特許と意匠で新規性を喪失する時期がズレることがある？

ある新製品について、技術的側面を特許発明として、かつ、美感の側面を登録意匠として、それぞれ保護を受けることができます。しかし、発明は技術的思想の創作ですから、発明の技術的内容を秘匿した上で、マーケティングや製品 PR を行うことも可能な場合が多いですが、意匠は製品の外観そのものですから、製品を見せると必然的に創作の内容が公開されることとなります。そのため、新製品を秘密でないものとして誰かに見せた場合にも、技術的な説明はしなかったので発明は新規性を喪失しなかったのに、意匠は新規性を喪失したという場合がありますので、注意が必要です。

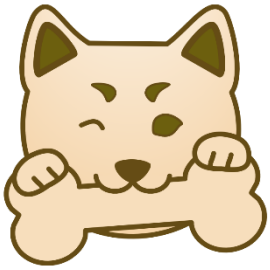

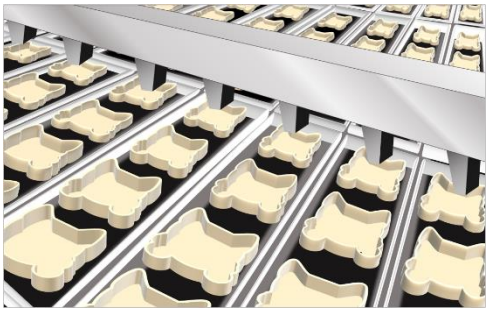

Q6-g 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができますか？

A 補正の却下の決定があった補正後の意匠について新たな意匠登録出願（意匠法第 17 条の 3 第 1 項）をするときは、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができません。

なお、意匠の公知日から 1 年以内であれば、意匠法第 17 条の 3 第 1 項に基づく補正後の意匠についての新出願ではなく、通常の新たな意匠登録出願を行うことにより、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする出願を行うことは可能です。

7.意匠が意に反して公開された場合（第 1 項）

権利者の意に反して意匠が公開された場合には、意匠の公開日から 1 年以内に意匠登録出願を行っていれば、第 1 項の規定の適用を受けることができます（第 1 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出や、「証明する書面」の提出の必要はありません。）。

意に反して公開されたことは、出願後にいつでも上申書等で主張することができます。また、例えば、審査官からの拒絶理由通知への応答時に証拠を提出して意見書で主張することができます。

Q7-a 意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第 1 項の適用を受けるためには、意匠法第 4 条適用について何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？

A 意に反して新規性を喪失した日から 1 年以内に意匠登録出願が行われていれば問題ありません。この場合、意匠登録出願の際に、新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び意匠登録出願から 30 日以内の「証明する書面」の提出は必要ありません。出願以後、意に反して公開された旨を上申書等で説明してください。審査官からの拒絶理由通知への応答として意見書で主張することも可能です。

Q7-b 意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？

A 意匠登録を受ける権利を有する者（権利者）と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開した場合、公開者の脅迫又はスパイ行為等によって公開された場合、ある日時までは公開しない旨約束していたにもかかわらず、その日時前に公開された場合等が挙げられます。

なお、複数人の権利者のうちの一人が独断で意匠を公開した場合に、「意に反して」とは認められなかったケースがあります（東京地判平 17.3.10（平 16（ワ）11289））。

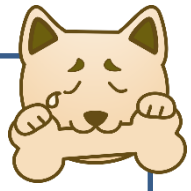

＜コラム８＞　他の共同創作者が出願前に意匠を公開してしまった！

複数の創作者が共同で意匠を創作した場合、各人が意匠登録を受ける権利を有することになります。共同創作者の一部であっても、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、意匠が公開されたことになりますから、出願時に意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける手続を行う必要があります。

Q7-c 「意に反して」公開された意匠である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか？

A （１）意匠が公開された日から１年以内に意匠登録出願をしたこと、及び、（２）意匠登録を受ける権利を有する者（権利者）の意に反して意匠が公開されたことについて証明してください。

（２）の証明については、例えば、権利者と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開したという場合には、契約書のコピーを提出するなどして、権利者と公開者との間にその意匠を秘密にするという契約があったことを証明することが考えられます。

＜コラム９＞　公開した相手が少数かつ特定できるのであれば秘密に当たる？

少数かつ特定の人に対してであっても、秘密でないものとして意匠を公開した場合には、その意匠は新規性を喪失してしまいます。公開した相手が少数かつ特定の人であっても、直ちにその公開が秘密であったとは言えず、意匠を公開した際の状況（公開相手を制限していたか、相手に秘密のものと説明したか、資料に、「秘」、「部外秘」、「非公開資料」などの記載があったか等）により、その意匠が秘密のものに当たるかが判断されます。

＜コラム１０＞　デザインの窃取盗用の証明は難しい？

結論から述べますと、デザインの窃取盗用の証明は極めて難しいと考えられます。

意匠は製品の外観、換言すればデザインです。当然ながら、単にデザインを見ただけで窃取したことにはなりませんし、他者の行ったデザインが自己のデザインと同一又は類似であったとしても、本当に盗用されたのか、それともたまたま似てしまったのかはわかりません。

また、あるデザインを参考にした、あるデザインにインスパイアされたという場合に、常に盗用であるとされてしまいますと、新しいデザインの創作そのものを躊躇してしまいかねません。

このように、窃取盗用であるか否かについては慎重な判断が必要になりますし、その証明に必要な証拠などのハードルも高くなりやすいです。

２つの意匠が似ているというだけでは、デザインの窃取盗用が認められるには全く足りないのですが、一方で、どのような事実を証明すれば窃取盗用が認められるかという点についても、明確になっているわけではありません。

このため、窃取盗用を証明する際には、手探りの状態になりやすく、証明の困難性は高いと言わざるを得ない状況です。

8.第 2 項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例

Q8-a 「証明する書面」の記載内容が、この Q&A 集の内容に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？

A 意匠の新規性喪失の例外規定の適用要件を満たすか否かの判断は、審査官による実体審査において、提出された証明書の記載内容等を踏まえて総合的に行われます。「証明する書面」の記載内容が本 Q&A 集の内容に沿っているかどうかといった、実体審査での判断と同等の照会を事前にお受けすることはできません。

Q8-b 公開態様がこの Q&A 集のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？

A 各記載例は例示にすぎません。「証明する書面」については、「公開の事実」欄と「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄を事実に即して記載すれば問題ありませんので、最も適した記載例を適宜変更して作成してください（[Q3-t]及び[Q3-u]参照）。

意匠犬　モモコ

意匠犬　もちお

<コラム１１>　何をどう証明するわん？

もちお：証明する書類はどう書けばいいんだわん？

モモコ：書式は自由だけど、公開の事実として、いつ、どこで、誰が、どんなデザインを公開したかってことを、写真も付けたりして示すの。それから、デザインした人と公開した人、意匠登録出願した人が違う場合は、どんな関係があるかを明らかにする必要があるわ。

もちお：なるほどだわん

モモコ：令和 6 年 1 月 1 日以降の出願だと、最先の日に公開した意匠のいずれかの行為を証明すればよくなったけど、出願をする前に、自分が本当に公開していなかったか、**どの公開が最先の日の公開だったか、自分の SNS や動画チャンネルを見返してみたり、自分の名前をインターネットで検索してみたりして、ちゃんと確かめることが重要ね**

意匠犬と出願前にデザインを公開した場合の手続について学びたい方はこちらの動画をご覧ください！→

Q8-c 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、Q&A 集の［Q3-u］の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ意匠の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？

A 各記載例は例示にすぎません。意匠登録を受ける権利の承継の事実について、事実に即して記載すれば問題ありません。

記載例一覧

① 2.3(1)展示会の場合
２．①～③の記載が異なる各種ケースを例示しています。
証明する書面の記載例 1-1　創作者が展示し、出願したケース
証明する書面の記載例 1-2　創作者から他者に意匠登録を受ける権利が譲渡され、譲渡を受けた者が展示・出願したケース
証明する書面の記載例 1-3　創作者が展示し、その後他者に意匠登録を受ける権利が譲渡され、譲渡を受けた者が出願したケース
証明する書面の記載例 1-4　創作者から他者（譲受人１）に意匠登録を受ける権利が譲渡され、その者（譲受人１）が展示し、さらに別の者（譲受人２）に意匠登録を受ける権利が譲渡され、譲渡を受けた者（譲受人２）が出願したケース

② 2.3(2)販売の場合
公開者が出願人本人である場合と、公開者が他人である場合を例示しています。
証明する書面の記載例 2-1　家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース
証明する書面の記載例 2-2　家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース

③ 2.3(3)逐次刊行物、書籍等に記載した場合
それぞれの刊行物等の種別ごとに例示しています。カタログ掲載による公開については、出願人本人がカタログ発行者である場合と、他人（販売会社）がカタログ発行者である場合を例示しています（3-4 と 3-5）。
証明する書面の記載例 3-1（書籍）
証明する書面の記載例 3-2（雑誌）
証明する書面の記載例 3-3（新聞）
証明する書面の記載例 3-4（カタログ 1）
証明する書面の記載例 3-5（カタログ 2）

④ 2.3(4)ウェブサイトに記載した場合
出願人本人がウェブサイトで公開した場合と、他人（展示会主催者）がウェブサイトで公開した場合を例示しています（4-1 と 4-2）。
また、予約承継の場合の 2.⑤の記載例があります（4-1）。
4-3～4-6 はウェブサイトの種別ごとに例示しています。
証明する書面の記載例 4-1
証明する書面の記載例 4-2
証明する書面の記載例 4-3（オンライン発表会）
証明する書面の記載例 4-4（動画共有サイト）

証明する書面の記載例 4-5（ＥＣサイト）
証明する書面の記載例 4-6（ＳＮＳ）

⑤ 2.3(5)映像による場合
証明する書面の記載例 5

⑥ 2.3(6)メール送信による場合
証明する書面の記載例 6

⑦ 2.3(7)コンペ等による場合
証明する書面の記載例 7

⑧ 2.3(8)施工による場合
建築物の意匠について、竣工によって公開した場合と施工途中に公開した場合を例示しています（8-1 と 8-2）。
建築物の竣工後に家具等を運び込んで配置し、内装の意匠を公開した場合を例示しています（8-3）。
証明する書面の記載例 8-1
証明する書面の記載例 8-2
証明する書面の記載例 8-3

⑨ 2.3(9)段階的な公開または一部変更を伴う公開等の複数回にわたる公開による場合
意匠の一部を公開した後に、意匠の全体を公開した場合など段階的に公開した場合を例示しています（9-1）。
意匠を公開した後に、アップデート・仕様変更を行い、一部を変更した意匠を公開した場合を例示しています（9-2）。
建築物及び内装の意匠を段階的に公開した場合を例示しています（9-3）。
証明する書面の記載例 9-1
証明する書面の記載例 9-2
証明する書面の記載例 9-3

⑩ 2.3(10)複数の異なる意匠の公開を一つの証明書に記載する場合
証明する書面の記載例 10

証明する書面の記載例 1-1
（創作者が展示し、出願まで行ったケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　第５回国際アクセサリー・雑貨フェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　意匠　太郎（東京都〇〇区・・・）

④公開した意匠　　意匠太郎が、第５回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作した下記のネックレスの意匠を公開した。

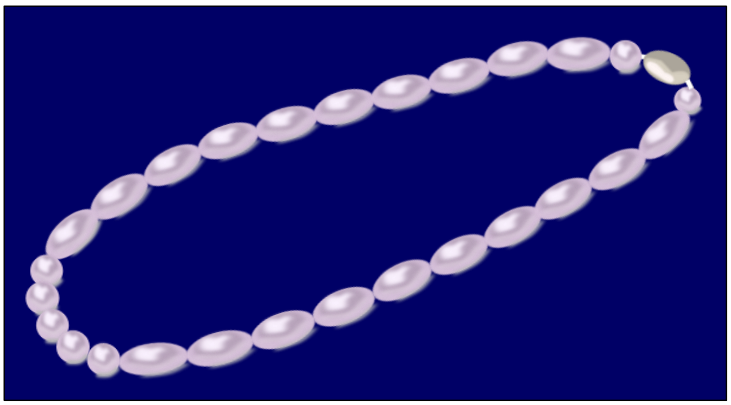

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　意匠　太郎

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠　太郎

③意匠登録出願人（願書に記載された者）　意匠　太郎

④公開者　　意匠　太郎

① ＝ ② ＝ ③ のケース

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、その後公開時の〇〇〇〇年〇月〇日を経て、意匠登録出願時の〇〇〇〇年〇月〇日に至るまで、意匠登録を受ける権利は意匠太郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である意匠太郎が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠　太郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 1-2
（創作者から他者に譲渡され、その後、展示・出願したケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　第５回国際アクセサリー・雑貨フェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　意匠ジュエリー株式会社

④公開した意匠　　意匠ジュエリー株式会社が、第5回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作した下記のブレスレットの意匠を公開した。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① ≠ ② ＝ ③ のケース

①公開意匠の創作者
意匠　太郎（東京都〇〇区・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠ジュエリー株式会社（東京都〇〇区・・・）
株式会社クラフト工房（神奈川県〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠ジュエリー株式会社
株式会社クラフト工房

④公開者
意匠ジュエリー株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、創作の後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠ジュエリー株式会社及び株式会社クラフト工房に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠ジュエリー株式会社及び株式会社クラフト工房が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である意匠ジュエリー株式会社及び株式会社クラフト工房を代表して、意匠ジュエリー株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

出願人全員の記名をした例。
一の出願人、または一部の出願人の記名でも差し支えありません。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠ジュエリー株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎
株式会社クラフト工房　代表取締役社長　工芸　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 1-3
（創作者が展示し、その後他者に譲渡され、出願したケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　第５回国際アクセサリー・雑貨フェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　意匠　太郎（東京都〇〇区・・・）

④公開した意匠　　意匠太郎が、第５回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作した下記のブレスレットの意匠を公開した。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　意匠　太郎（東京都〇〇区・・・）

① ＝ ② ≠ ③ のケース

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠　太郎

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠ジュエリー株式会社（東京都〇〇区・・・）

④公開者
意匠　太郎

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、意匠太郎はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。
〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は意匠ジュエリー株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠ジュエリー株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である意匠太郎が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠ジュエリー株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 1-4
（創作者が譲渡し、その者が展示し、さらに別の者に譲渡し、出願したケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　第５回国際アクセサリー・雑貨フェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　株式会社意匠工芸

④公開した意匠　　株式会社意匠工芸が、第５回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作した下記のブレスレットの意匠を公開した。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　意匠　太郎（東京都〇〇区・・・）

① ≠ ② ≠ ③ のケース

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
株式会社意匠工芸（神奈川県〇〇市・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠ジュエリー株式会社（東京都〇〇区・・・）

④公開者　　株式会社意匠工芸

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は株式会社意匠工芸に譲渡され、公開時の〇〇〇〇年〇月〇日に株式会社意匠工芸はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。
〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は株式会社意匠工芸から意匠ジュエリー株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠ジュエリー株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である株式会社意匠工芸が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠ジュエリー株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 2-1
（家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①販売日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②販売場所　　意匠百貨店本店７階（東京都〇〇区・・・）
③公開者　　意匠家具株式会社
④販売した意匠　　意匠家具株式会社が、意匠百貨店本店７階にて、意匠花子が創作した下記の椅子の意匠を販売することにより、公開した。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

② ＝ ④ のケース

①公開意匠の創作者　　意匠　花子（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
　　意匠家具株式会社（東京都〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
　　意匠家具株式会社
④公開者　　意匠家具株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠花子によって創作されたものであり、その意匠の意匠登録を受ける権利は、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠花子から意匠家具株式会社に譲渡された。意匠家具株式会社は、意匠百貨店での催事の開催時（公開時）において意匠登録を受ける権利を保有していた。その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　意匠家具株式会社は、意匠花子が創作しその後意匠花子から意匠登録を受ける権利を譲り受けた椅子について、意匠百貨店の７階催事において、その椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠家具株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 2-2
（家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①販売日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②販売場所　　意匠百貨店本店７階（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　意匠百貨店株式会社

④販売した意匠　　意匠百貨店の販売担当が、意匠百貨店本店７階にて、意匠花子が創作した下記の椅子の意匠を販売することにより、公開した。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　意匠　花子（神奈川県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠家具株式会社（東京都〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠家具株式会社

④公開者　　意匠百貨店株式会社（東京都〇〇区・・・）

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠花子によって創作されたものであり、その意匠の意匠登録を受ける権利は、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠花子から意匠家具株式会社に譲渡された。意匠家具株式会社は、意匠百貨店にその意匠の販売を依頼した〇〇〇〇年〇月〇日（意匠の公開の原因となる行為時）において、意匠登録を受ける権利を保有していた。その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

意匠家具株式会社は、意匠花子が創作しその後意匠花子から意匠登録を受ける権利を譲り受けた椅子について、意匠百貨店株式会社に対して販売を依頼し、意匠百貨店本店の販売担当が、意匠百貨店本店の７階にてその椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

② ≠ ④ のケース
（⑥の記載の省略は不可）

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠家具株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 3-1
刊行物等（書籍）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①頒布日	○○○○年○月○日（発行日　○○○○年○月×日）
②刊行物	株式会社クラフトブックス 「はじめてのビーズアクセサリー」 工芸　華子、手芸　友子著、第○頁
③公開者	工芸　華子、手芸　友子
④公開した意匠	別紙のとおり、工芸華子と手芸友子が、「はじめてのビーズアクセサリー」第○頁に、工芸華子が創作したブレスレットの意匠を掲載することで公開した。

（書籍の意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　工芸　華子（東京都○○区・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
工芸　華子

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
工芸　華子

④公開者
工芸　華子
手芸　友子（東京都○○区・・・）

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、工芸華子によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は工芸華子が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である工芸華子自ら、公開の事実に記載のとおり公開を行った。
　また、手芸友子は、その公開された意匠について意匠登録を受ける権利を有する者ではなく、単に共著者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日
工芸　華子

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（書籍の意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

別紙1

別紙2

はじめてのビーズアクセサリー

〇〇〇〇年〇月〇日　第1版発行

著者　工芸　華子、手芸　友子
発行者　株式会社クラフトブックス
東京都〇〇区〇〇町〇〇ビル

証明する書面の記載例 3-2
刊行物等（雑誌）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①頒布日	○○○○年○月○日（発行日　○○○○年○月×日）
②刊行物	株式会社意匠出版　月刊デザインマガジン ○○○○年○月号（第○巻、第○号）、第○頁
③公開者	株式会社意匠出版
④公開した意匠	別紙のとおり、株式会社意匠出版が、月刊デザインマガジン○○○○年○月号（第○巻、第○号）第○頁に、図案一郎が創作した椅子の意匠を掲載することで、公開した。

（雑誌の意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　図案　一郎（神奈川県○○市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
図案　一郎

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
図案　一郎

④公開者
株式会社意匠出版（東京都○○区・・・）

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、図案一郎によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は図案一郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　取材当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった図案一郎が、本願意匠のデザイン開発について月刊デザインマガジンから非公開で取材を受け、その後、株式会社意匠出版が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日
図案　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

※取材に基づく記事ではなく、行為時の権利者が情報提供を行って製品紹介記事が作成された場合等では、例えば、以下のように記載することができます。
「○○○○年○月○日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった図案一郎が、本願意匠について月刊デザインマガジンに資料提供を行い、株式会社意匠出版は提供された資料に基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。」

（雑誌の意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

別紙1

別紙2

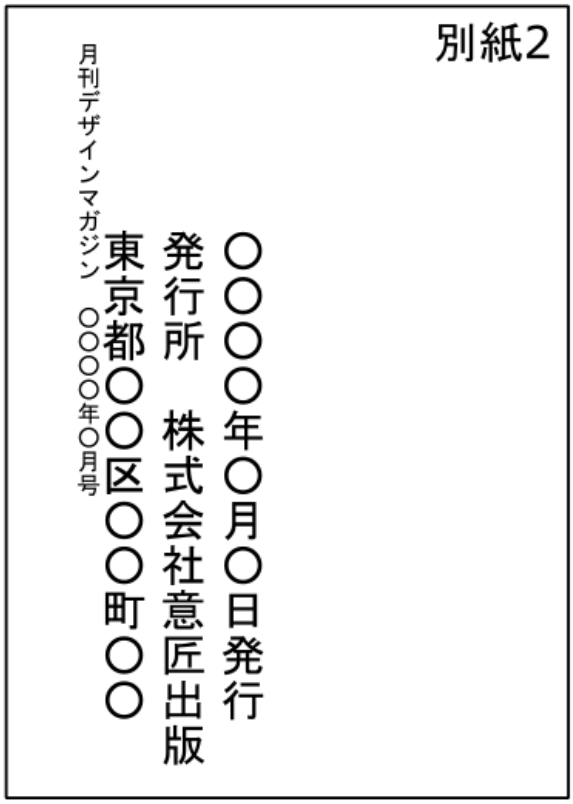

証明する書面の記載例 3-3
刊行物等（新聞）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①発行日	○○○○年○月○日
②刊行物	日本意匠新聞　○○○○年○月○日付朝刊、第１５面
③公開者	日本意匠新聞社
④公開した意匠	別紙のとおり、日本意匠新聞社が、日本意匠新聞の○○○○年○月○日付朝刊第１５面に、部分一郎が創作したヘッドホンの意匠を掲載することで、公開した。

（新聞の意匠の掲載頁の原本又は写しを別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者

部分　一郎（神奈川県○○市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

部分　一郎

③意匠登録出願人（願書に記載された者）

部分　一郎

④公開者

日本意匠新聞社（東京都○○区・・・）

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、部分一郎によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は部分一郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

取材当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった部分一郎が、本願意匠のデザイン開発について日本意匠新聞社から非公開で取材を受け、その後、日本意匠新聞社が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日

部分　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（新聞の意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

証明する書面の記載例 3-4
刊行物等（カタログ 1）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①発行日	○○○○年○月○日
②刊行物	意匠電機株式会社 ○○○○年○月新製品カタログ、第○頁
③公開者	意匠電機株式会社
④公開した意匠	別紙のとおり意匠電機株式会社が、上記カタログに、関連次郎が創作したエアコンの意匠を掲載することで公開した。

（カタログの意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者
関連　次郎（千葉県○○市・・・）

② ＝ ④ のケース

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠電機株式会社（東京都○○市・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠電機株式会社

④公開者
意匠電機株式会社

カタログの公開を出願人本人が行った場合

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、関連次郎によって創作されたものであり、創作の直後（○○○○年○月○日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠電機株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠電機株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠電機株式会社自ら、エアコンの意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日
意匠電機株式会社　代表取締役社長　意匠　三郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（カタログの意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

別紙1

カタログ

別紙2

●価格は全て税込みです。
●色は実際と異なることがあります。
●仕様は予告なく変更となることがあります。

発行〇〇〇〇年〇月〇日

意匠電機株式会社
東京都〇〇区〇〇町〇〇ビル
TEL:××ー××××ー××××

証明する書面の記載例 3-5
刊行物等（カタログ 2）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①発行日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②刊行物　　意匠電機株式会社
〇〇〇〇年〇月新製品カタログ、第〇頁

③公開者　　意匠電機セールス株式会社

④公開した意匠　　別紙のとおり意匠電機セールス株式会社が、上記カタログに、秘密三郎が創作したエアコンの意匠を掲載することで公開した。

（カタログの意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　秘密　三郎（埼玉県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠電機株式会社（東京都〇〇市・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠電機株式会社

④公開者
意匠電機セールス株式会社（埼玉県〇〇市・・・）

カタログの公開を出願人以外の者が行った場合

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、秘密三郎によって創作されたものであり、創作の直後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠電機株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠電機株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
意匠電機株式会社は、秘密三郎が創作しその後秘密三郎から意匠登録を受ける権利を譲り受けたエアコンについて、意匠電機セールス株式会社に対して販売及びカタログ制作・配布を依頼し、意匠電機セールス株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ≠ ④ のケース
（⑥の記載の省略は不可）

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠電機株式会社　代表取締役社長　意匠　三郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（カタログの意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを別紙で添付する）

証明する書面の記載例 4-1
（ウェブサイトに記載した場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

ウェブサイトのトップページ及び意匠の掲載箇所が分かるようにアドレスを記載する

１．公開の事実
①ウェブサイトの掲載日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②ウェブサイトのアドレス　http://www.ishou-design.co.jp
http://www.ishou-design.co.jp/news/index.html
http://www.ishou-design.co.jp/products/chair/index.html
③公開者　　意匠家具株式会社
④公開した意匠　　別紙のとおり意匠家具株式会社が、上記アドレスのウェブサイトに、形状一郎が創作した椅子の意匠を公開し、発売予告を行った。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠家具株式会社（東京都〇〇区・・・）
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠家具株式会社
④公開者　　意匠家具株式会社

ウェブサイトでの公開を出願人本人が行った場合

予約承継の記載例

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、意匠家具株式会社との間にかわした予約承継の契約に基づいて、創作の直後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠家具株式会社に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、意匠家具株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。
その後〇〇〇〇年〇月〇日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である意匠家具株式会社自ら、椅子の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ＝ ④ のケース

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠家具株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を
印刷して別紙で添付する）

別紙1

意匠家具株式会社　会社概要　商品一覧　イベント

私たちは、
家具の会社です。

お知らせ

〇〇〇〇年〇月〇日
新作の椅子のご紹介

〇〇〇〇年〇月〇日
スタッフブログ更新しました

別紙2

ウェブサイト掲載の後、販売した場合で、販売日の情報が掲載されている場合は、その情報もあるとよい。
また、出願前であって、ウェブサイト掲載の後に販売等を行ったケースでは、販売等についても別途証明が必要なこともあるので注意。※P.18、記載例 9－1 参照

証明する書面の記載例 4-2
（展示会主催者が作成したウェブサイトで意匠を掲載し、主催者を公開者とした場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

ウェブサイトのトップページ及び意匠の掲載箇所が分かるようにアドレスを記載する

１．公開の事実
①ウェブサイトの掲載日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②ウェブサイトのアドレス　http://www.design-event.com
http://www.design-event.com/2017tokyo/index.html
http://www.design-event.com/2017tokyo/d-kagu/index.html
③公開者　　株式会社デザインイベント
④公開した意匠　　別紙のとおり株式会社デザインイベントが、〇〇〇〇年〇月〇日～同年〇月〇日開催の第５回国際家具フェアへの出展予定者を紹介する上記アドレスのウェブサイトに、形状一郎が創作した椅子の意匠を掲載し、その後展示会に出展し公開した。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠家具株式会社（東京都〇〇区・・・）
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠家具株式会社
④公開者　　株式会社デザインイベント（東京都〇〇区・・・）

ウェブサイトでの公開を出願人以外の者が行った場合

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠家具株式会社に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、意匠家具株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。
その後〇〇〇〇年〇月〇日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
〇〇〇〇年〇月〇日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった意匠家具株式会社が、本願意匠について株式会社デザインイベントに資料提供を行い、株式会社デザインイベントは提供された資料に基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ≠ ④ のケース
（⑥の記載の省略は不可）

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠家具株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を
印刷して別紙で添付する）

別紙1

第5回国際家具フェア　開催概要　出展者一覧　MAP

期間
○○○○年○月○日～同年○月○日

会場
意匠ホール

入場料
１０００円

主催者
株式会社デザインイベント

別紙2

第5回国際家具フェア　開催概要　出展者一覧　MAP

出展者情報

意匠家具株式会社
ブース：K-8

見どころ
形状一郎がデザインを手がけた椅子。

出願前であって、ウェブサイト掲載の後に展示会に出展を行ったケースでは、展示会への出展についても別途証明が必要なこともあるので注意。※P.18、記載例 9－1 参照

証明する書面の記載例 4-3
（オンライン発表会での公開の場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　意匠インテリア株式会社発表会２０２３
オンライン開催
URL:http://www.design.com/2023interior/index.html

③公開者　　意匠インテリア株式会社

④公開した意匠　　別紙のとおり意匠インテリア株式会社が、意匠インテリア株式会社発表会２０２３にて、意匠太郎及び構成五郎が創作した椅子・机の意匠並びに構成五郎が創作した内装の意匠を公開した。

内装に配置された家具等の意匠についても別途出願し、この証明書を援用する場合は、公開意匠の創作者の欄に家具等の創作者も記載してください。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

② ＝ ② ＝ ③ のケース

①公開意匠の創作者
意匠　太郎（東京都〇〇区・・・）
構成　五郎（東京都〇〇区・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠インテリア株式会社（東京都〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠インテリア株式会社

④公開者
意匠インテリア株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎及び構成五郎によって創作されたものであり、創作の後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠インテリア株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠インテリア株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である意匠インテリア株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠インテリア株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を
印刷して別紙で添付する）

別紙1

オンライン発表会
招待状

背景　時下ますますご繁栄のことと思います。
この度、意匠インテリア株式会社発表会２０２３
をオンラインにて開催することとなりました。
開催期間：〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日

＜参加方法＞
下記ＵＲＬをクリックして下さい。
http://www.design.com/2023interior/index.html

別紙2

意匠インテリア株式会社
オンライン発表会2023

オフィス
シリーズ

ホーム
シリーズ

ショップ
シリーズ

別紙3

オフィスシリーズ

ポイント
家庭風のインテリアをオフィスに取り入れる

証明する書面の記載例 4-4
（動画共有サイトでの公開の場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実
①ウェブサイトの掲載日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②ウェブサイトのアドレス　http://www.ishoutube/2023/
③公開者　　意匠画像株式会社
④公開した意匠　　別紙のとおり意匠画像株式会社が、上記アドレスの動画共有サイトにて、形状一郎が創作したアイコン用画像の意匠を公開した。

（動画共有サイトの意匠が公開されている画面のキャプチャを印刷して別紙で添付する）※記載方法の詳細は[Q3-g (4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
　　意匠画像株式会社（東京都〇〇区・・・）
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
　　意匠画像株式会社
④公開者　　意匠画像株式会社

動画共有サイトに出願人本人がアップロードして、公開された場合

予約承継の記載例

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、意匠画像株式会社との間にかわした予約承継の契約に基づいて、創作の直後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠画像株式会社に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、意匠画像株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。
　その後〇〇〇〇年〇月〇日に意匠画像株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠画像株式会社自ら、アイコン用画像の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ＝ ④ のケース

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠画像株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（動画共有サイトの意匠が公開されている画面のキャプチャを
印刷して別紙で添付する）

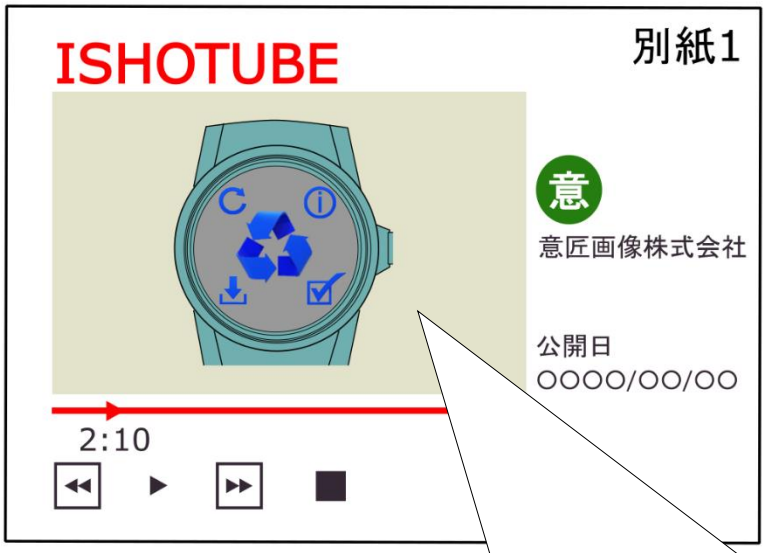

アイコン用画像は、背景等から分離して識別可能なものであり、アイコン用画像として証明されているものとして扱います

証明する書面の記載例 4-5
（ＥＣサイトでの公開の場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実
①ウェブサイトの掲載日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②ウェブサイトのアドレス　http://www.ishoushopping/2023/
③公開者　　意匠雑貨株式会社
④公開した意匠　　別紙のとおり意匠雑貨株式会社が、上記アドレスのＥＣサイトにて、形状一郎が創作したじょうろの意匠を公開及び販売した。

（ＥＣサイトの意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）
※記載方法の詳細は[Q3-g (4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
　　意匠雑貨株式会社（東京都〇〇区・・・）
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
　　意匠雑貨株式会社
④公開者　　意匠雑貨株式会社

ＥＣサイトに出願人本人がアップロードして、公開された場合

予約承継の記載例

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、意匠雑貨株式会社との間にかわした予約承継の契約に基づいて、創作の直後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠雑貨株式会社に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、意匠雑貨株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。
　その後〇〇〇〇年〇月〇日に意匠雑貨株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠雑貨株式会社自ら、じょうろの意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ＝ ④ のケース

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

　上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠雑貨株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（ＥＣサイトの意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）

証明する書面の記載例 4-6
（ＳＮＳでの公開の場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実
①ウェブサイトの掲載日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②ウェブサイトのアドレス　http://www.ishouphoto/2023/
③公開者　　意匠化粧品株式会社
④公開した意匠　　別紙のとおり意匠化粧品株式会社が、上記アドレスのＳＮＳにて、形状一郎が創作した固形化粧料の意匠を公開した。

（ＳＮＳの意匠が公開されている画面を印刷して別紙で添付する。）
※記載方法の詳細は[Q3-g (4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
　　意匠化粧品株式会社（東京都〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
　　意匠化粧品株式会社

ＳＮＳに出願人本人がアップロードして、公開された場合

④公開者　　意匠化粧品株式会社

予約承継の記載例

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、意匠化粧品株式会社との間にかわした予約承継の契約に基づいて、創作の直後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠化粧品株式会社に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、意匠化粧品株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。
　　その後〇〇〇〇年〇月〇日に意匠化粧品株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠化粧品株式会社自ら、固形化粧料の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ＝ ④ のケース

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠化粧品株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（ＳＮＳの意匠が公開されている画面を印刷して別紙で添付する。）

証明する書面の記載例 5
（映像による場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①放送日	○○○○年○月○日
②番組名又は広告名	日本意匠放送　日本のものづくり
③公開者（放送局）	日本意匠放送
④公開した意匠	別紙のとおり日本意匠放送が、○○○○年○月○日○時から放送した日本のものづくりという番組にて、模様次郎が創作したドライバーの意匠を公開した。

（意匠が紹介されている画面キャプチャを印刷して別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　模様　次郎（神奈川県○○市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠工業株式会社（東京都○○区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠工業株式会社

④公開者
日本意匠放送（東京都○○区・・・）

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、模様次郎によって創作されたものであり、創作の直後（○○○○年○月○日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠工業株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠工業株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠工業株式会社は、ドライバーについて、日本意匠放送から非公開で取材を受け、その後、日本意匠放送がその取材内容について公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日
意匠工業株式会社　代表取締役社長　意匠　四郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（意匠が紹介されている画面キャプチャを印刷して別紙で添付する）

証明する書面の記載例 6
（メール送信による場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

多数の者に送信した場合の記載方法は、[Q3-g] (6) 及び [Q5-k] 参照

１．公開の事実
①メールの送信日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②メールの送信相手先　　別紙送信相手先リストのとおり日本家具販売株式会社の他１０社
③公開者　　意匠家具株式会社
④公開した意匠　　別紙のとおり意匠家具株式会社が、日本家具販売株式会社へのメール送信にて、色彩三郎が創作した椅子の意匠を公開した。

（送信したメールの内容及び公開した意匠の写真や電子カタログの画像当該頁の画像等を印刷して別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者
色彩　三郎（神奈川県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠家具株式会社（東京都〇〇区・・・）
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠家具株式会社
④公開者
意匠家具株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、色彩三郎によって創作されたものであり、創作の直後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠家具株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠家具株式会社自ら、椅子の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠家具株式会社　代表取締役社長　意匠　次郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（送信したメールの内容及び公開した意匠の写真や電子カタログの画像当該頁の画像等を印刷して別紙で添付する）

別紙1

意匠家具株式会社

差出人:　　意匠家具株式会社
送信日時:　〇〇〇〇年〇月〇日 ××:××
宛先:　日本家具販売会社
件名:　新作の椅子のご紹介
添付ファイル:　新作の椅子の画像

日本家具販売会社
〇〇様

お世話になっております。
弊社の新作の椅子をご紹介させて
いただきます。
添付ファイルの画像をご覧下さい。
よろしくお願いいたします。

意匠家具株式会社
〇〇

別紙2

証明する書面の記載例 7
（コンペ等）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①公開日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②公開場所　　〇〇市民センター（〇〇県〇〇市〇〇　××―××）

③公開者　　〇〇市

④公開した意匠　　別紙のとおり〇〇市が、〇〇市民センターで行われた第１回 〇〇市建築環境デザインコンペティションの授賞式において、構成五郎が創作した建築物の意匠を表した図面及び模型を公開した。

（公開された図面及び模型の写真等を別紙で添付する。）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者

構成　五郎（東京都〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

構成　五郎（東京都〇〇市・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）

構成　五郎（東京都〇〇市・・・）

④公開者

〇〇市

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成五郎によって創作されたものであり、その後公開時の〇〇〇〇年〇月〇日を経て、意匠登録出願時の〇〇〇〇年〇月〇日に至るまで、意匠登録を受ける権利は構成五郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

〇〇〇〇年〇月〇日、意匠登録を受ける権利を有する者であった構成五郎が、本願意匠の内容について〇〇市主催の第１回 〇〇市建築環境デザインコンペティションに応募し、その後、〇〇〇〇年〇月〇日の授賞式において、〇〇市が本願意匠の図面及び模型について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。なお、当該コンペは非公開審査であり、開催要綱において、主催者、審査委員及び審査会等業務の関係者には、応募対象についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について守秘義務が課せられていた。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

構成　五郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（公開された図面及び模型の写真等を別紙で添付する。）

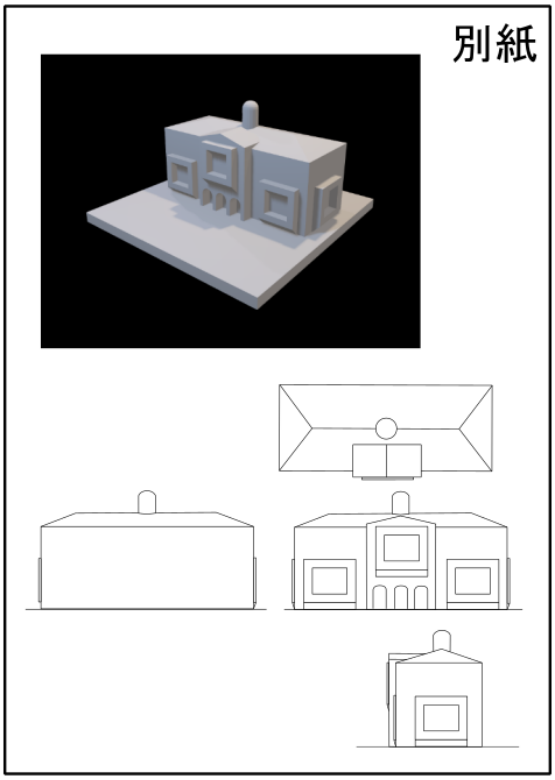

証明する書面の記載例 8-1
（施工途中に意匠が公開された場合）

着工後、施工途中に意匠が公開された場合の例

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①着工日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②公開日（仮囲いの一部取払い日）〇〇〇〇年〇月〇日

③施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××

④公開者　　意匠建設株式会社

⑤公開した意匠　　意匠建設株式会社が、上記住所において、構成四郎が創作した下記の建築物の意匠を建築中の〇月〇日に、仮囲いの一部を取り払うことで公開した。

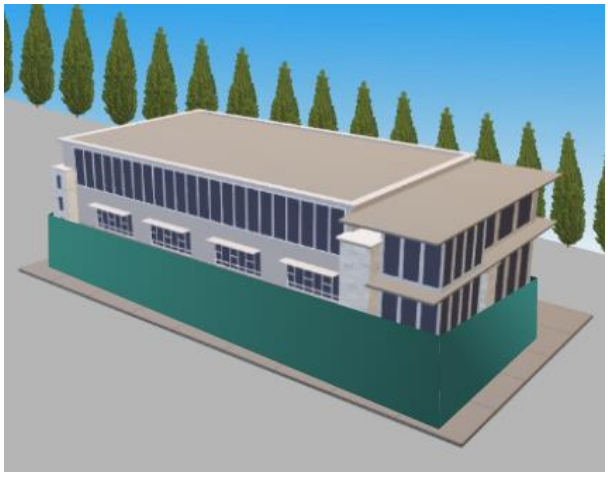

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者

構成　四郎（埼玉県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

株式会社意匠設計デザイン事務所

③意匠登録出願人（願書に記載された者）

株式会社意匠設計デザイン事務所

④公開者

意匠建設株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成四郎によって創作されたものであり、〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は構成四郎から株式会社意匠設計デザイン事務所に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、株式会社意匠設計デザイン事務所はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。その後〇〇〇〇年〇月〇日に株式会社意匠設計デザイン事務所が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

　〇〇〇〇年〇月〇日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠建設株式会社に本願意匠の実施物である建築物の施工を依頼し、意匠建設株式会社は提供された設計図面に基づき建築物を建設し、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠設計デザイン事務所　代表取締役社長　意匠　花美

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 8-2
（竣工によって意匠が公開された場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

着工後、竣工によって意匠が公開された場合の例

１．公開の事実

①公開日　　**〇〇〇〇年〇月〇日**

②施工場所　　**〇〇県〇〇市〇〇　××―××**

③公開者　　**意匠建設株式会社**

④公開した意匠　　**意匠建設株式会社が、上記住所において、構成四郎が創作した下記の建築物の意匠を建築し、工事が完了し仮囲いを取り払うことで公開した。**

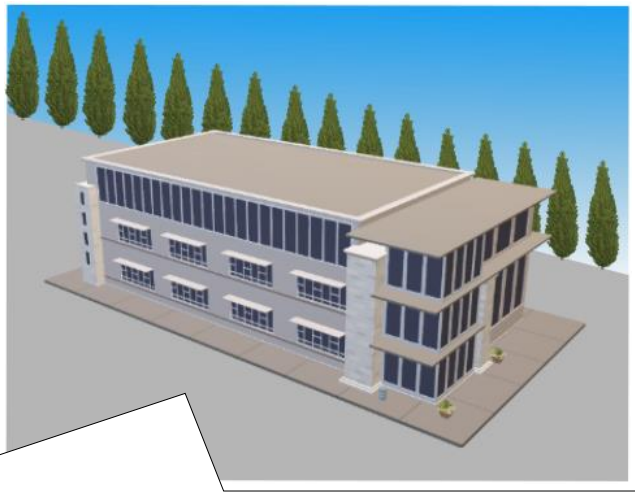

建築物の外観に加えて、内部や内装の意匠についても証明するか否かは、出願意匠の内容と照らし合わせて検討して下さい。

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者

構成　四郎（埼玉県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

株式会社意匠設計デザイン事務所

③意匠登録出願人（願書に記載された者）

株式会社意匠設計デザイン事務所

④公開者

意匠建設株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成四郎によって創作されたものであり、〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は構成四郎から株式会社意匠設計デザイン事務所に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、株式会社意匠設計デザイン事務所はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。その後〇〇〇〇年〇月〇日に株式会社意匠設計デザイン事務所が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

　〇〇〇〇年〇月〇日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠建設株式会社に本願意匠の実施物である建築物の施工を依頼し、意匠建設株式会社は提供された設計図面に基づき建築し、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠設計デザイン事務所 代表取締役社長 意匠 花美

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 8-3
（内装の意匠が公開された場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

家具の配置により内装の意匠が公開された場合の例

１．公開の事実

①公開日　　**〇〇〇〇年〇月〇日**

②施工場所　　**〇〇県〇〇市〇〇　××―××**

③公開者　　**意匠家具株式会社**

④公開した意匠　　**意匠家具株式会社が、上記住所において、工事が完了した建築物に家具を運び込んで配置し、構成四郎が創作した下記の内装の意匠を公開した。**

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者

構成　四郎（埼玉県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

株式会社意匠設計デザイン事務所

③意匠登録出願人（願書に記載された者）

株式会社意匠設計デザイン事務所

④公開者

意匠家具株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成四郎によって創作されたものであり、〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は構成四郎から株式会社意匠設計

デザイン事務所に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、株式会社意匠設計デザイン事務所はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。その後〇〇〇〇年〇月〇日に株式会社意匠設計デザイン事務所が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

　〇〇〇〇年〇月〇日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠家具株式会社に本願意匠の実施物である内装の施工を依頼し、意匠家具株式会社は提供された設計図面に基づき家具の配置等を行ったことで、公開の事実に記載のとおり公開した。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠設計デザイン事務所　代表取締役社長　意匠　花美

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 9-1　（段階的に公開した場合）
※各公開について証明が必要な場合の考え方は P.18 参照

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

（１）

①ウェブサイトの掲載日	○○○○年○月○日
②ウェブサイトのアドレス	http://www.ishoucar/newmodel/
③公開者	意匠自動車株式会社
④公開した意匠	別紙（１）のとおり意匠自動車株式会社が、上記アドレスのウェブサイトにて、形状一郎が創作した自動車の意匠を公開した。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

（２）

①ウェブサイトの掲載日	○○○○年○月○日
②ウェブサイトのアドレス	http://www.ishoucar/newmodel2/
③公開者	意匠自動車株式会社
④公開した意匠	別紙（２）のとおり意匠自動車株式会社が、上記アドレスのウェブサイトにて、形状一郎が創作した自動車の意匠を公開した。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

（３）

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　第５回国際自動車フェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　意匠自動車株式会社

④公開した意匠　　意匠自動車株式会社が、第5回国際自動車フェアにて、形状一郎が創作した下記の自動車の意匠を展示した。

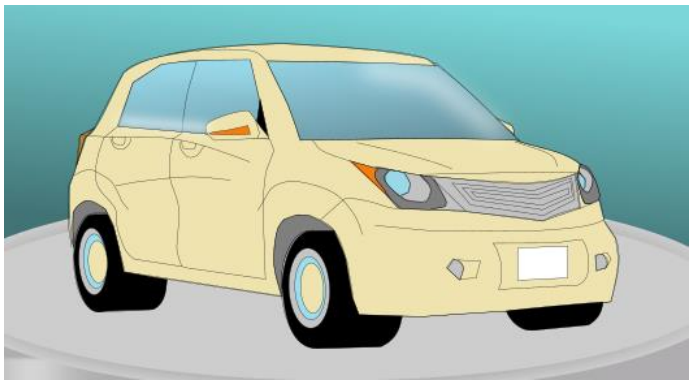

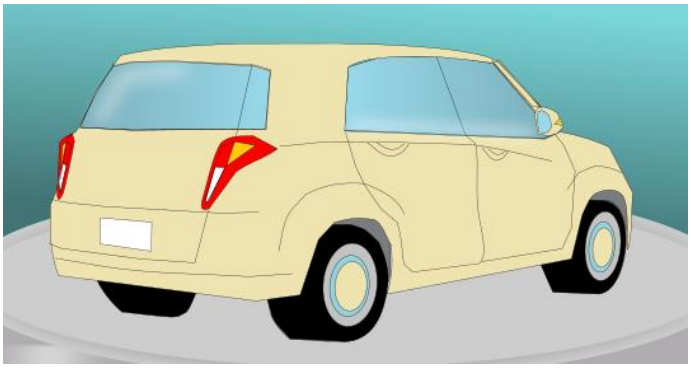

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠自動車株式会社（東京都〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠自動車株式会社

④公開者　　意匠自動車株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、創作の後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠自動車株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠自動車株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠自動車株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠自動車株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）

別紙(1)－1

意匠自動車株式会社　会社概要　商品一覧　イベント

私たちは、
自動車の会社です。

お知らせ

〇〇〇〇年〇月〇日
新モデル特設サイトを開設しました

別紙(1)－2

意匠自動車株式会社　会社概要　商品一覧　イベント

新モデル特設サイト
更新日:〇〇〇〇年〇月〇日

第5回国際自動車フェア
で公開予定

別紙(2)－1

意匠自動車株式会社　会社概要　商品一覧　イベント

私たちは、
自動車の会社です。

お知らせ

〇〇〇〇年〇月〇日
新モデルの続報を掲載しました。

別紙(2)－2

意匠自動車株式会社　会社概要　商品一覧　イベント

新モデル特設サイト
更新日:〇〇〇〇年〇月〇日

続報！！
第5回国際自動車フェア
で公開予定

証明する書面の記載例 9-2　（意匠公開後に一部を変更した意匠を公開した場合）
※各公開について証明が必要な場合の考え方は P.18 参照

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

（１）

①アプリの配信日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②ダウンロード用ウェブサイトのアドレス　http://www.ishouap/download
③公開者　　意匠ソフトウェア株式会社
④公開した意匠　　別紙（１）のとおり意匠ソフトウェア株式会社が、上記アドレスのウェブサイトにて筋力トレーニング管理アプリをダウンロード可能にしたことで、形状一郎が創作した操作画像の意匠を公開した。

（アプリ内の意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）
※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

（２）

①アプリのアップデート配信日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②アップデート用ウェブサイトのアドレス　http://www.ishouapup2/download
③公開者　　意匠ソフトウェア株式会社
④公開した意匠　　別紙（２）のとおり、公開の事実（１）において公開したアプリを同社が上記アドレスのウェブサイトにてアップデートしたバージョンをダウンロード可能にしたことで、形状一郎が創作した操作画像の意匠を公開した。

（アプリ内の意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）
※記載方法の詳細は[Q3-g(4)]参照

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者　　形状　一郎（神奈川県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
　　意匠ソフトウェア株式会社（東京都〇〇区・・・）
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
　　意匠ソフトウェア株式会社
④公開者　　意匠ソフトウェア株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、上記１．（１）及び（２）の創作の後（〇〇〇〇年〇月〇日、〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠ソフトウェア株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠ソフトウェア株式会社が意匠登録出願を行った。
⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　行為時の権利者である意匠ソフトウェア株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠ソフトウェア株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（アプリ内の意匠が掲載されているページ等を印刷して別紙で添付する）

別紙(1)

別紙(2)

証明する書面の記載例 9-3　（建築物及び内装の意匠を段階的に公開した場合）

※各公開について証明が必要な場合の考え方は P.18 参照

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

（１）

①着工日　　〇〇〇〇年〇月〇日
②公開日（仮囲いの一部取り払い日）　〇〇〇〇年〇月〇日
③施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××
④公開者　　意匠建設株式会社
⑤公開した意匠　　別紙１のとおり、意匠建設株式会社が、上記住所において、構成四郎が創作した建築物の意匠を建築中の〇月〇日に、仮囲いの一部が取り払われることで公開された。

（仮囲いの一部取り払われることで公開された意匠の写真を別紙で添付する）

（２）

（①着工日　　〇〇〇〇年〇月〇日）
②公開日（仮囲いの取り払い日）　〇〇〇〇年〇月〇日
（③施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××）
（④公開者　　意匠建設株式会社）
⑤公開した意匠　　別紙２のとおり、公開の事実（１）に記載した建築物の工事が完了し仮囲いが取り払われることで公開された。

（仮囲い（の全て）が取り払われることで公開された意匠の写真を別紙で添付する）

（３）

（①着工日　　〇〇〇〇年〇月〇日）
②公開日（仮囲いの取り払い日）　〇〇〇〇年〇月〇日
（③施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××）
（④公開者　　意匠建設株式会社）
⑤公開した意匠　　別紙３のとおり、公開の事実（２）に記載した建築物の内部が完了検査の際に公開された。

（公開された建築物の内部の意匠の写真を別紙で添付する）

（４）

（①着工日　　〇〇〇〇年〇月〇日）
②公開日（仮囲いの取り払い日）　〇〇〇〇年〇月〇日
（③施工場所　　〇〇県〇〇市〇〇　××―××）
（④公開者　　意匠家具株式会社）
⑤公開した意匠　　別紙４のとおり、公開の事実（３）に記載した建築物の内部に家具を運び込み配置したことで、内装の意匠が公開された。

（公開された内装の意匠の写真を別紙で添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
①公開意匠の創作者　　構成　四郎（埼玉県〇〇市・・・）
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
　　株式会社意匠設計デザイン事務所
③意匠登録出願人（願書に記載された者）
　　株式会社意匠設計デザイン事務所
④公開者
　　意匠建設株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
　公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成四郎によって創作されたものであり、〇〇〇〇年〇月〇日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は構成四郎から株式会社意匠設計デザイン事務所に譲渡された。公開時の〇〇〇〇年〇月〇日において、株式会社意匠設計デザイン事務所はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。その後〇〇〇〇年〇月〇日に株式会社意匠設計デザイン事務所が意匠登録出願を行った。
⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
　〇〇〇〇年〇月〇日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠建設株式会社に本願意匠の実施物である建築物の施工を依頼し、意匠建設株式会社は提供された設計図面に基づき建築物を建設し、公開の事実に記載のとおり公開された。
　〇〇〇〇年〇月〇日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠家具株式会社に本願意匠の実施物である内装の施工を依頼し、意匠家具株式会社は提供された設計図面に基づき家具の配置等を行ったことで、公開の事実に記載のとおり公開された。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠設計デザイン事務所 代表取締役社長 意匠 花美
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

（公開された意匠の写真を別紙で添付する）

別紙１（○月○日に公開された意匠）

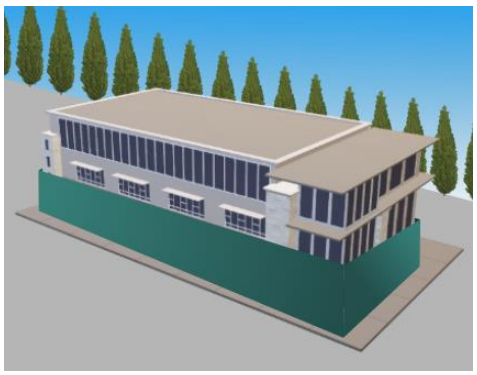

別紙２（○月○日に公開された意匠）

別紙３（○月○日に公開された意匠）

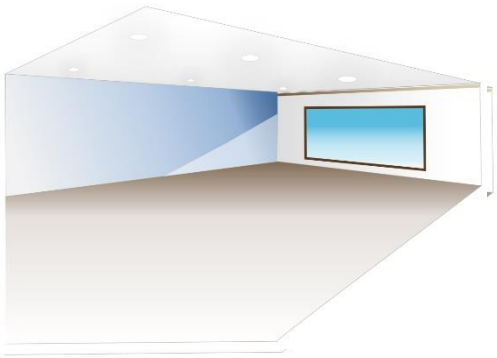

別紙４（○月○日に公開された意匠）

証明する書面の記載例 10
（異なる意匠を一つの証明書に記載する場合）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

①開催日　　〇〇〇〇年〇月〇日

②展示会名、開催場所　　第５回国際ガジェットフェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・）

③公開者　　意匠電機株式会社

④公開した意匠　　意匠電機株式会社が、第5回国際ガジェットフェアにて、形状一郎が創作したマウス及び構成五郎が創作したタッチペンの意匠を展示することで公開した。

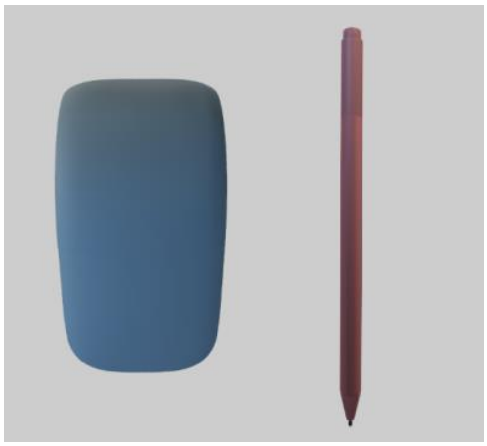

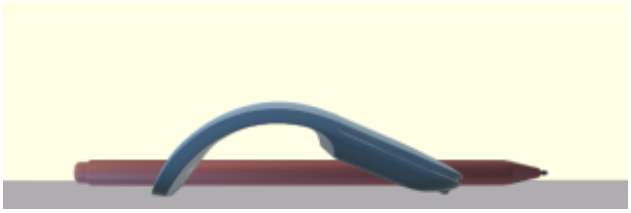

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

①公開意匠の創作者
形状　一郎（東京都〇〇区・・・）
構成　五郎（東京都〇〇区・・・）

②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
意匠電機株式会社（東京都〇〇区・・・）

③意匠登録出願人（願書に記載された者）
意匠電機株式会社

④公開者
意匠電機株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎及び構成五郎によって創作されたものであり、創作の後（〇〇〇〇年〇月〇日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠電機株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠電機株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）
行為時の権利者である意匠電機株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日
意匠電機株式会社　代表取締役社長　意匠　一郎
※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。